



佐倉教育ビジョン 後期推進計画

～魅力ある佐倉の人づくり 地域づくりをめざして～

平成28年度 ～ 平成31年度



平成30年 3月改訂

平成31年 4月改訂

佐倉市教育委員会

目 次

計画にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 策定にあたっての基本的な考え方	1

施策・事業の展開

1 教育ビジョンに基づく施策の体系	2
2 佐倉教育ビジョン後期推進計画事業一覧	3
3 施策別事業内容	
〔基本方針1〕地域の教育力のさらなる向上と市民参加の促進をめざす	
施策（1）地域の教育力の向上をはかります	9
施策（2）“佐倉の教育”への市民参加の促進をはかります	17
〔基本方針2〕豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育をめざす	
施策（3）確かな学力の向上をはかります	20
施策（4）豊かな心と丈夫な体の育成をはかります	25
〔基本方針3〕郷土への愛着を育み、進取の精神による新しい文化の創造をめざす	
施策（5）「佐倉学」の推進をはかります	32
施策（6）新たな佐倉の魅力の発見と、芸術文化の普及をはかります	35
〔基本方針4〕教育環境を整え、多様な学習機会の提供をめざす	
施策（7）安心して学べる教育環境の整備をはかります	40
施策（8）様々な場面で市民が学ぶことのできる機会の提供をはかります	43

資料編

1 将来人口、児童・生徒数等の推計	47
2 教育委員会組織及び主な事務分掌	48
3 地方教育行政に関する諸法律の概要	49
4 推進計画策定・改訂経過	57
5 推進計画改訂概要	58

1 計画策定の趣旨

佐倉市では、平成15年4月『佐倉教育ビジョン』を策定し、中長期的な視点に立って佐倉の教育の指針となる基本理念や施策の方向性を示しました。この教育ビジョンの計画期間は平成22年度で終了し、平成23年度からは「魅力ある佐倉の人づくり 地域づくりをめざして」をテーマとした、新たな教育ビジョンがスタートしています。

佐倉教育ビジョン推進計画は、教育ビジョンで掲げる基本理念や基本施策等を推進・実現するため、教育ビジョンの施策体系に基づき、個別・具体的な教育施策を設定するものです。また、重点的に進める事業については、事業計画を具体的に示し、より効果的な事業の実施を図っています。

本計画において、平成23年度から27年度までの前期計画期間がいったん終了することに伴い、前期計画を継承していくことを基本として、後期計画を策定します。

本計画を通じて、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、学校や家庭、地域社会と連携し、時代の要請に応じた、より質の高い「佐倉ならではの教育」を目指します。

2 計画の期間

経済社会情勢の変化や新たな教育課題に対応できるよう、また、佐倉市総合計画後期基本計画との整合性を図り、平成28年度から31年度までの4年間を後期計画期間とし、必要に応じて見直しを行っていきます。

3 策定にあたっての基本的な考え方

本計画の策定にあたっては、次の点に留意しました。

- ・文部科学省が策定した『教育振興基本計画』等を参酌し、時代の趨勢をとらえた実効性のある施策を設定しました。
- ・佐倉市第4次総合計画後期基本計画とこれに基づく実施計画、市政マニフェスト等との整合性を図るとともに、毎年「教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書」の結果などを参照し、既存の事業を検証しました。
- ・推進計画の最終年度である4年後の目標を設定し、佐倉教育ビジョンの目指す方向性の実現に向けた、個々の事業の目標を明示しました。
- ・事業を通常事業と重点事業に区分し、重点事業においては、「佐倉ならではの」教育施策を中心に選定しました。
- ・重点事業及び新規事業については、事業内容や4年後の目標と併せて、年度ごとの事業展開や取組指標を明示しました。目標値については、できるかぎり数値化を図ることで事業の進捗管理を行います。
- ・推進計画中の重点事業については、「佐倉教育ビジョン推進調整会議」の対象事業とし、進捗管理とあわせて達成度を自己評価することとします。また、「教育委員会の事務執行にかかる点検評価」の主たる対象事業として、執行状況及び達成度について第三者から意見等を提出いただきます。

1 教育ビジョンに基づく施策の体系

〔基本理念〕

よく学び、自ら考え進んで行動し、生きる喜びを分かち合う、
心豊かな市民をめざす “佐倉の教育” の実現

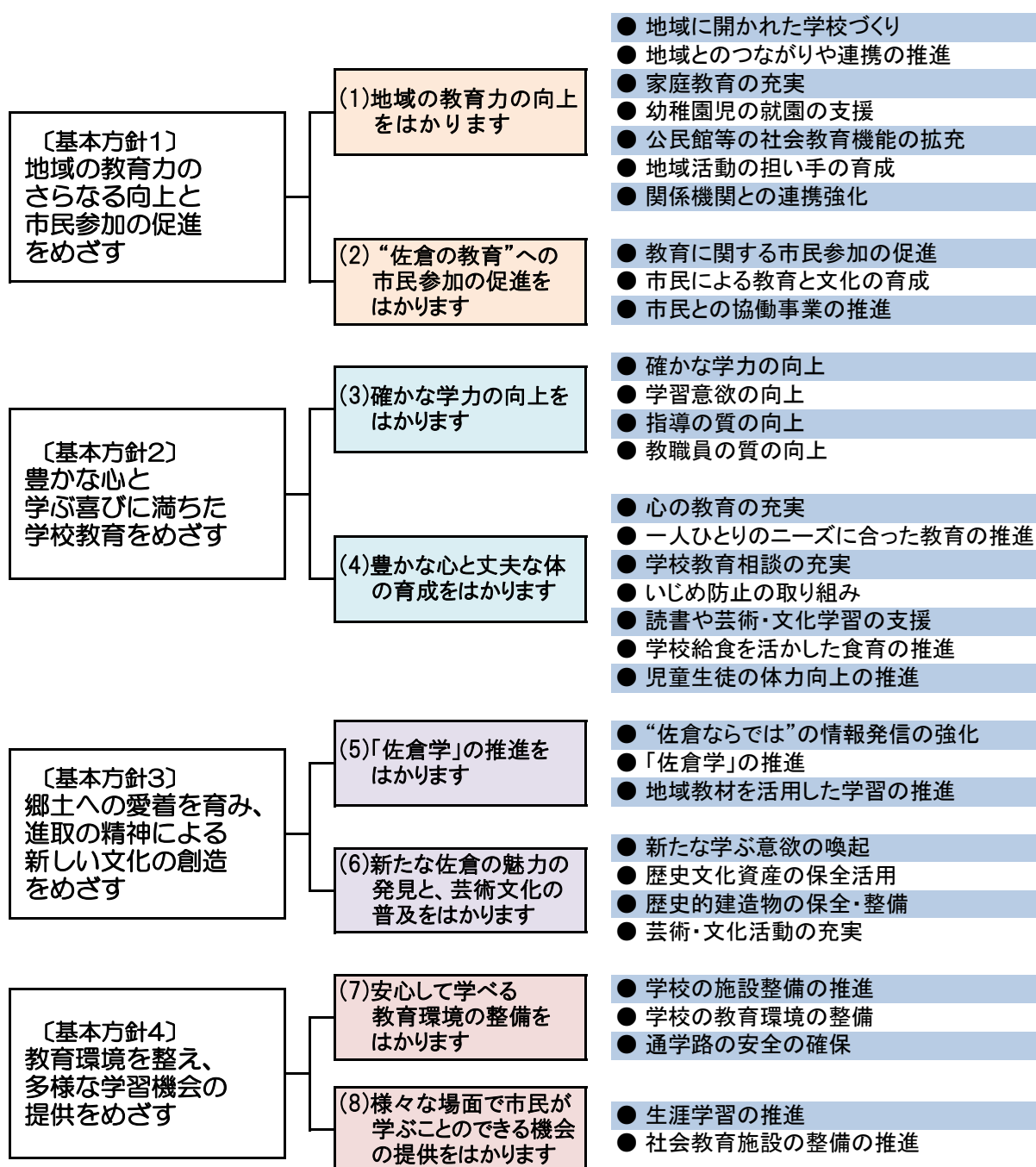
〔めざすべき佐倉市民像〕

- (1) 佐倉に誇りと愛着を持つ人
- (2) よく学び、自ら考え進んで行動する人
- (3) 豊かな心と創造力に富む人

〔基本方針〕

〔施策〕

〔目指すべき施策〕



2 佐倉教育ビジョン後期推進計画事業一覧

※事業名先頭の◎は重点事業、☆は新規事業(後期計画期間中に新設した事業)。

基本方針1

地域の教育力のさらなる向上と市民参加の促進をめざす

【施策1】地域の教育力の向上をはかります

NO	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
① 地域に開かれた学校づくり					
1	重点	◎アイアイプロジェクト活動の推進	学校通学路安全確保事業	学務課	10
2	重点	◎学校運営委員会を活用した開かれた学校づくりの推進	教育課題研究事業	指導課	10
3	通常	学校評価の実施	学校管理一般事務事業	学務課	11
4	通常	開かれた学校づくりの推進	開かれた学校づくり推進事業	学務課	11
② 地域とのつながりや連携の推進					
5	重点	◎地域性を活かした児童交流の推進	地域教育活動推進事業	社会教育課	11
6	通常	スクールメールの導入	学校管理一般事務事業	学務課	11
7	通常	宿泊体験事業(通学合宿)の実施	地域教育活動推進事業	社会教育課 公民館	12
8	通常	公民館祭等の開催	公民館活動事業	公民館	12
9	通常	社会教育団体育成事業	公民館活動事業	公民館	12
③ 家庭教育の充実					
10	重点	◎子育て講座の開催	子育て講座事業	社会教育課	12
11	通常	家庭の教育力向上に向けた活動の充実	家庭の教育力推進事業	社会教育課	13
12	通常	家庭教育事業	公民館活動事業	公民館	13
13	通常	おはなしきゃらばんの実施	読書普及推進事業	図書館	13
14	通常	親子を対象にしたおはなし会や講座の開催	読書普及推進事業	図書館	13
④ 幼稚園児の就園の支援					
15	通常	幼児教育の支援(市立幼稚園)	幼稚園管理事業	学務課	14
16	通常	教育要領に基づく幼稚園教育の推進(市立幼稚園)	幼稚園管理事業	学務課・指導課	14
⑤ 公民館等の社会教育機能の拡充					
17	重点	◎市民カレッジ事業	市民カレッジ活動事業	中央公民館	14
18	通常	高等学校や大学の教育機関の活用	市民公開講座事業	社会教育課	15
19	通常	視聴覚教材ライブラリー事業	視聴覚教材ライブラリー管理運営事業、 視聴覚教材ライブラリー自主事業	中央公民館	15
20	通常	公民館主催事業	公民館活動事業	公民館	15
21	通常	地域の特性や時代の要請に応じた事業や学習講座の開催	読書普及推進事業	図書館	15

◎:重点事業 ☆:新規事業

後期推進計画事業一覧

22	通常	夏休みおすすめブックリストの作成	読書普及推進事業	図書館	15
23	通常	対面朗読サービスの実施 (平成30年度以降通常業務化につき計画事業から除外)	読書普及推進事業	図書館	15
⑥ 地域活動の担い手の育成					
24	重点	◎コミュニティカレッジさくら・さくら学び塾の運営	コミュニティカレッジ活動事業	臼井公民館	16
25	重点	◎市民カレッジ事業(再掲)	市民カレッジ活動事業	中央公民館	16
26	通常	地域ボランティア育成・活用事業	公民館活動事業	公民館	16
27	通常	図書館ボランティア養成講座の実施	読書普及推進事業	図書館	16
⑦ 関係機関との連携強化					
28	通常	地域教育活動団体に対する支援	地域教育活動推進事業	社会教育課・公民館	16

【施策2】 ”佐倉の教育”への市民参加の促進をはかります

NO	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
① 教育に関する市民参加の促進					
29	重点	◎教育懇話会の開催	教育懇話会開催事業	教育総務課	18
30	通常	教育に関する情報提供の推進	教育総務一般事務事業等	教育総務課・文化課・公民館・図書館	18
31	通常	教育センター等報告会の実施	教育センター管理運営事業	教育センター	18
② 市民による教育と文化の育成					
32	通常	佐倉市教育の日の周知	教育総務一般事務事業	教育総務課	18
33	通常	市民読書感想文集「さくらおぐるま」の発行	読書普及推進事業	図書館	19
③ 市民との協働事業の推進					
34	重点	◎佐倉市教育の日の趣旨に沿った関連行事の開催	「佐倉市教育の日」関連行事支援事業	教育総務課	19
35	通常	市民文化祭の開催	市民文化祭事業	文化課	19
36	通常	公募及び市民主体による美術展の開催	美術館教育普及事業	美術館	19

基本方針2

豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育をめざす

【施策3】 確かな学力の向上をはかります

NO	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
① 確かな学力の向上					
1	重点	◎学習状況調査の実施	学習状況調査事業	教育センター	21
2	通常	学校の課題研究の推進	教育課題研究事業	指導課	21

3	通常	小学校3,4年生の社会科副読本の作成・活用	教育指導書等作成事業	指導課	21
4	通常	学校における外国語(英語)活動の推進	英語・外国語活動推進事業	指導課	21
② 学習意欲の向上					
5	通常	奨学資金補助	奨学資金補助事業	教育総務課	22
6	通常	小中学校就学援助	小中学校就学援助事業	学務課	22
7	通常	学生ボランティアを活用した学校支援の推進	学校指導一般事務事業	指導課	22
8	通常	理科・科学教育の推進	教育課題研究事業、理科教育推進事業	指導課	22
③ 指導の質の向上					
9	重点	◎小規模校学校活力の向上	小規模特認校学習支援事業	学務課	23
10	通常	少人数指導支援の推進	少人数指導支援推進事業	学務課	23
④ 教職員の質の向上					
11	通常	管理訪問指導の実施	学校管理一般事務事業	学務課	23
12	通常	佐倉市教育委員会訪問	学校指導一般事務事業	指導課	24
13	通常	研修を通じた教職員の資質向上	教職員研修事業	指導課	24
14	通常	教育センター等報告会の実施(再掲)	教育センター管理運営事業	教育センター	24

【施策4】 豊かな心と丈夫な体の育成をはかります

NO	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
① 心の教育の充実					
15	重点	◎佐倉の地域性を活かした道徳教育の推進	道徳教育推進事業	教育センター	26
16	通常	キャリア教育の推進	キャリア教育事業	指導課	26
17	通常	社会人を活用した教育の推進	社会人活用推進事業	指導課	26
18	通常	児童生徒の校外活動の支援	児童生徒等校外活動事業	指導課	26
19	通常	学校教育における人権教育の推進	小中学校人権教育推進事業	指導課	27
20	通常	学校教育における平和教育の推進	教育課題研究費事業	指導課	27
② 一人ひとりのニーズに合った教育の推進					
21	重点	◎特別支援教育の推進	特別支援教育推進事業	教育センター	27
22	《新規》 通常	☆インクルーシブ教育システム推進事業	インクルーシブ教育システム推進事業	教育センター	27
③ 学校教育相談の充実					
23	重点	◎教育相談の充実	児童生徒教育相談事業	教育センター	28
④ いじめ防止の取り組み					
24	重点	◎いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策推進事業	指導課	28

後期推進計画事業一覧

⑤ 読書や芸術・文化学習の支援					
25	通常	小中学校図書館図書整備	小中学校図書館図書整備事業	学務課	28
26	通常	学校図書館教育の推進	学校図書館活性化事業	教育センター	29
27	通常	読書活動の推進	読書普及推進事業	図書館	29
28	通常	市民音楽ホール学校連携事業	学校巡回音楽会・教室事業	市民音楽ホール	29
29	通常	美術館学校連携事業	美術館学校連携事業	美術館	29
30	通常	市内小中学生向けパスポートの配布	美術館企画展事業	美術館	29
⑥ 学校給食を活かした食育の推進					
31	重点	◎食育の推進	学校給食管理運営事業	指導課	30
32	通常	食物アレルギー対応	学校給食管理運営事業	指導課	30
33	通常	学校給食用食材の放射能検査	放射性物質対策事業 (学校給食分)	指導課	30
34	通常	学校における健康教育の推進	小中学校保健管理事業	指導課	31
35	通常	給食施設設備の整備	小中学校給食施設整備事業	指導課	31
⑦ 児童生徒の体力向上の推進					
36	重点	◎児童生徒の体力向上の推進	学校体育振興事業	指導課	31
37	通常	水泳指導の推進	小学校水泳指導委託事業	指導課	31

基本方針3

郷土への愛着を育み、進取の精神による新しい文化の創造をめざす

【施策5】「佐倉学」の推進をはかります

NO	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
① “佐倉ならではの”の情報発信の強化					
1	通常	「佐倉学」に関する情報発信の強化	読書普及推進事業	図書館	33
2	通常	佐倉ゆかりの作家を紹介する収蔵作品展の開催	美術館収蔵作品展事業	美術館	33
② 「佐倉学」の推進					
3	通常	「佐倉学」の総合推進	佐倉学事業	社会教育課	33
4	重点	◎学校教育における佐倉学の推進	佐倉学推進事業	指導課	33
5	重点	◎社会教育における佐倉学の推進	佐倉学事業	社会教育課	34
6	通常	佐倉学に関する公民館主催事業	公民館活動事業	公民館	34
③ 地域教材を活用した学習の推進					
7	重点	◎学校教育における佐倉学の推進(再掲)	佐倉学推進事業	指導課	34

【施策6】 新たな佐倉の魅力の発見と、芸術文化の普及をはかります

NO	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
① 新たな学ぶ意欲の喚起					
8	重点	◎文化財普及活動の推進	文化財普及啓発事業、旧堀田邸保存整備事業、佐倉順天堂普及啓発事業、武家屋敷保存整備事業	文化課	36
9	通常	オランダとの国際理解の促進	国際理解促進事業	文化課	36
② 歴史文化資産の保全活用					
10	重点	◎市民文化資産の保全と活用	市民文化資産保全活用事業	文化課	36
11	重点	◎井野長割遺跡の保全・整備と活用	井野長割遺跡保存整備事業	文化課	37
12	通常	本佐倉城跡の保全・整備と活用	本佐倉城跡保存整備事業	文化課	37
13	通常	埋蔵文化財と歴史民俗資料の保全・活用	埋蔵文化財収蔵施設整備事業、文化財普及啓発事業	文化課	37
③ 歴史的建造物の保全・整備					
14	通常	歴史的建造物の保全・整備と活用	歴史的建造物保全整備事業	文化課	38
15	通常	登録有形文化財制度の周知と活用	文化財保護事業	文化課	38
④ 芸術・文化活動の充実					
16	通常	芸術・文化の普及促進	文化普及事業	文化課	38
17	通常	大学機関等との連携	文化普及事業	文化課	38
18	通常	自主文化事業	市民音楽ホール自主文化事業	市民音楽ホール	38
19	通常	企画展の開催	美術館企画展事業	美術館	39
20	通常	文化活動の発表の場の提供	美術館一般管理事業	美術館	39

基本方針4 教育環境を整え、多様な学習機会の提供をめざす

【施策7】 安心して学べる教育環境の整備をはかります

NO	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
① 学校の施設整備の推進					
1	重点	◎小中学校施設の環境整備	小中学校施設改築・改造事業	教育総務課	41
2	通常	幼稚園園庭、小中学校グラウンド等の放射性物質除染対策	放射性物質対策事業 (市立幼稚園・小中学校分)	教育総務課	41
3	通常	小中学校グラウンドの整備	小中学校体育施設整備事業	教育総務課	41
② 学校の教育環境の整備					

後期推進計画事業一覧

4	通常	小中学校教育の振興	小中学校教育振興事業	学務課	41
5	通常	小中学校コンピュータ利用教育の推進	小中学校情報機器整備事業	学務課	42
③ 通学路の安全の確保					
6	重点	◎通学路の安全確保	学校通学路安全確保事業	学務課	42

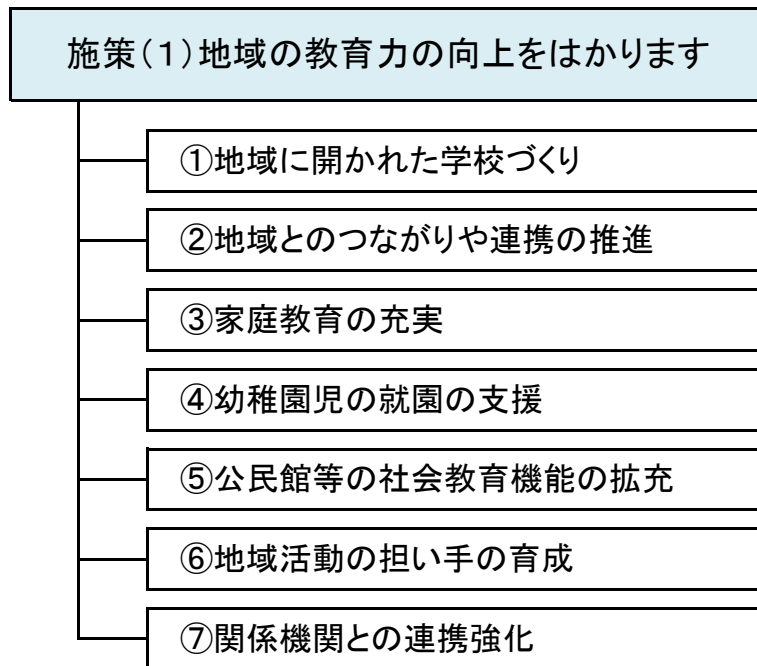
【施策8】 様々な場面で市民が学ぶことのできる機会の提供をはかります

NO	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
① 生涯学習の推進					
7	重点	◎コミュニティカレッジさくら・さくら学び塾の運営(再掲)	コミュニティカレッジ活動事業	臼井公民館	44
8	通常	学校開放の推進	学校スポーツ開放推進事業	社会教育課	44
9	通常	社会教育における人権教育の推進	人権教育推進事業	社会教育課	44
10	通常	社会教育における平和教育の推進	社会教育一般事務事業 図書館管理運営事業	社会教育課 図書館等	44
11	通常	生涯学習情報の提供	社会教育一般事務事業	社会教育課	44
12	通常	公民館における学習の場の提供	公民館管理運営事業	公民館	45
13	通常	教育普及事業(アート・プロジェクト、コンサート等)	美術館教育普及事業	美術館	45
② 社会教育施設の整備の推進					
14	通常	志津公民館の整備 <平成28年度をもって事業終了>	志津公民館整備事業	社会教育課	45
15	重点	◎佐倉図書館の整備	(仮称)佐倉図書館等新町活性化 複合施設整備事業	社会教育課	45
16	通常	学校開放プール施設の整備	学校スポーツ開放推進事業	社会教育課	46
17	通常	美術館施設の整備	美術館施設改修事業	美術館	46
18	通常	図書館電算管理運営整備	図書館電算管理運営事業	図書館	46
19	通常	市民音楽ホール施設の整備	市民音楽ホール施設整備事業	市民音楽ホール	46

3 施策別事業内容

基本方針1

地域の教育力のさらなる向上と市民参加の促進をめざす



施策(1)地域の教育力の向上をはかります

【現状と課題】

佐倉教育ビジョンでは、「地域の教育力の向上」を基本施策の一つとして位置付け、各事業を展開してきました。そのうち、「地域に開かれた学校づくり」では、授業の公開や教育ミニ集会、アイアイプロジェクト活動を実施し、継続的な事業として定着させてきました。

また、「公民館等の社会教育機能の拡充」や「地域活動の担い手の育成」についても、市民カレッジやコミュニティカレッジの運営などを通して、順調に進んでいます。

地域の教育力を高めるためには、市民一人ひとりが身近な地域社会に目を向け、誇りと愛着を持って地域の教育活動に参加し、貢献できる環境を作り上げていく必要があります。

また、家庭はすべての教育の出発点であることから、市民が家庭教育の重要性を再認識することが大切です。そのため、「家庭教育の充実」に向け、学習機会や情報の提供など、行政による支援の継続が求められています。

学校・家庭・地域が十分に連携し、より良い教育環境や社会環境を構築できるような、教育施策の展開が必要です。

【今後の方向性】

より開かれた学校を目指して、引き続き授業の公開や教育ミニ集会を実施するとともに、アイアイプロジェクト活動をはじめとする地域の方々による学校活動への参加を支援します。

また、子どもたちの体験学習や世代間交流の充実に努めるとともに、家庭教育に対しても支援を行っていきます。さらに公民館などの社会教育機能の充実や地域活動の担い手づくりの推進などを進めるとともに、学校・家庭・地域が互いに連携して、地域の教育力の向上を目指します。

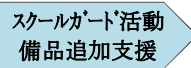

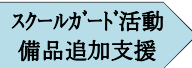

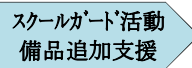

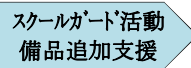

施策（１）地域の教育力の向上をはかります

《 主な取組 》

①地域に開かれた学校づくり

No. 1

【学務課】

事業名	◎ ※ ¹ アイアイプロジェクト活動の推進 [重点事業]				
事業内容	市内の小中学校に通学する児童・生徒の交通安全や不審者に対する事故防止を、学校・保護者・地域の方々との連携により、推進します。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	 スクールガード活動 備品追加支援  防犯用品配布	 スクールガード活動 備品追加支援  防犯用品配布	 スクールガード活動 備品追加支援  防犯用品配布	 スクールガード活動 備品追加支援  防犯用品配布	
取組指標	※ ² スクールガードボランティア参加者数				
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)		
	9,264名		10,000名※ ³		
4年後の目標	地域・保護者の方たちとともに、子どもたちの安全を守る環境を整備していくことを目指します。				

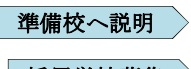
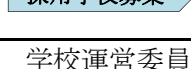
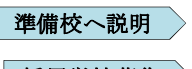
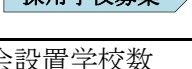
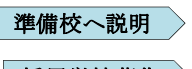
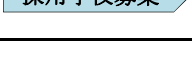
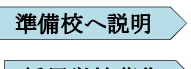
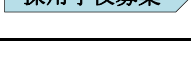
※1. アイアイプロジェクト：学校、保護者、地域の方々が連携し、子ども達の安全な登下校のためのパトロールや街頭指導等を行うこと。地域の方々の「愛」と「目(eye)」で子ども達の安全を見守る活動。

※2. スクールガードボランティア：子どもたちが安全・安心した毎日を送れるよう、登下校時等をはじめとして、学校や子ども達の「見守り」活動をする保護者や地域の方々。

※3. 26年度末の状況より、参加者数の増加を目指します。

No. 2

【指導課】

事業名	◎ 学校運営委員会を活用した開かれた学校づくりの推進 [重点事業]				
事業内容	学校運営委員会は、保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、よりよい教育の実現に取り組む制度です。 地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことで、地域が活性化される効果も期待できるものです。ボランティアを旨とする活動として、保護者や地域住民の主体性を活かした運営を推進します。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	学校運営委員会の運営への支援				
	 準備校へ説明  採用学校募集	 準備校へ説明  採用学校募集	 準備校へ説明  採用学校募集	 準備校へ説明  採用学校募集	
取組指標	学校運営委員会設置学校数				
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)		
	7校		10校以上※		
4年後の目標	学校運営委員会及び学校運営委員会準備校を増やしていくとともに、地域の創意を活かした学校づくりを進め、各校への導入と活動の発展を目指します。				

※26年度末の状況より3校以上の設置校数の増を目指します。

No. 3 【学務課】

事業名	学校評価の実施 〔通常事業〕
事業内容	各学校において、組織マネジメントに基づき、学校の教育活動を点検・評価し、その改善を図ります。 また、その結果を学校便りやホームページ、保護者集会等を利用して公開し、開かれた学校づくりを推進します。
4年後の目標	自己評価、学校関係者評価、第三者評価の充実により、地域に開かれた信頼される学校づくりを目指します。

No. 4 【学務課】

事業名	開かれた学校づくりの推進 〔通常事業〕
事業内容	地域の人々の教育への関心を高め、地域に根ざした学校を目指し、学校の教育活動を支援していただく体制を構築します。 学校と家庭・地域が連携を強固にして、子どもたちの健全育成を図るために、学校評議員会議、教育ミニ集会を開催します。
4年後の目標	開かれた学校づくりの推進により、保護者や地域から信頼される学校づくりを目指します。

②地域とのつながりや連携の推進

No. 5 【社会教育課】

事業名	◎ 地域性を活かした児童交流の推進 〔重点事業〕			
事業内容	市内各地区の児童同士の交流をねらいとした交流合宿(ふれあい交流会(日帰り)を含む)を実施します。 夏季休業期間中等に地域散策、自然体験、星空体験等、地域性を活かした宿泊体験活動を通して児童の交流を図ります。			
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	交流合宿の実施	交流合宿の実施	交流合宿の実施	交流合宿の実施
	内容の見直し	内容の見直し	内容の見直し	内容の見直し
	次年度実施校検討	次年度実施校検討	次年度実施校検討	次年度実施校検討
取組指標	交流合宿参加児童数		【参考】26年度末の状況	
	54名		31年度末の目標(値) 60名※	
4年後の目標	地域の方や協力者とも触れ合う活動とし、交流を広げて教育効果を高めていくことを目指します。			

※26年度末の状況より参加者数増を目指します。

No. 6 【学務課】

事業名	スクールメールの導入 〔通常事業〕
事業内容	携帯メール配信サービスは、学校から登録されている方の携帯電話に、不審者情報や荒天時の登下校情報、学校の行事予定等をメールにより情報提供します。 また、緊急時における連絡手段の一つとして確保し、携帯メール配信の有効活用を図ります。
4年後の目標	すべての小中学校において登録率100%を目指すとともに、携帯メール配信を有効活用することで、信頼性の高い連絡手段の確保を目指します。

施策（１）地域の教育力の向上をはかります

No. 7

【社会教育課・公民館】

事業名	宿泊体験事業（通学合宿）の実施 〔通常事業〕
事業内容	児童の自主生活体験を通じた家庭の役割の再確認、地域の教育力の向上をねらいとした宿泊体験事業(通学合宿)を実施します。 異年齢の子ども達が親元を離れ、地域の施設で寝食を共にしながら共同生活を体験し、学校に通う活動です。事業に協力していただく各世代の地域住民との交流を図ります。
4年後の目標	家庭及び地域の教育力の向上にもとづいた子ども達の自主性・協調性の向上を目指します。また、地域の子育てに対する自主的な活動を推進します。

No. 8

【公民館】

事業名	公民館祭等の開催 〔通常事業〕
事業内容	志津公民館・和田公民館等での学習成果の展示・発表を行い、公民館利用者と地域住民の交流を図ります。
4年後の目標	各公民館が公民館祭等の生涯学習活動を通じて、公民館を拠点とした活動の成果を広く発信し、地域の交流へと結び付けていくことを目指します。

No. 9

【公民館】

事業名	社会教育団体育成事業 〔通常事業〕
事業内容	公民館利用団体、視聴覚教材ライブラリー利用団体、各地区子ども会育成連絡協議会、青少年育成住民会議等を育成・支援します。
4年後の目標	健康こども部児童青少年課等関係部署とも連携し、地区の社会教育団体が公民館を拠点に活動し、市民相互のつながりが高まることを目指します。

③家庭教育の充実

No. 10

【社会教育課】

事業名	◎ 子育て講座の開催 〔重点事業〕				
事業内容	参加者自らが子育てにおける家庭教育の重要性を認識し、問題解決を図ることができるよう講座を開催します。また、家庭の教育力向上のために活動する団体と連携し、地域教育力の向上を図ります。 ①学童期子育て学習(就学前児童保護者対象)、②思春期子育て学習(中学入学前児童保護者対象)、③子育て理解講座(中学生対象)				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	学童期子育て講座実施	学童期子育て講座実施	学童期子育て講座実施	学童期子育て講座実施	
	思春期子育て講座実施	思春期子育て講座実施	思春期子育て講座実施	思春期子育て講座実施	
	学習内容の検討	学習内容の検討	学習内容の検討	学習内容の検討	
	子育て理解講座実施	子育て理解講座実施	子育て理解講座実施	子育て理解講座実施	
	内容、方法検討	内容、方法検討	内容、方法検討	内容、方法検討	

基本方針1 地域の教育力のさらなる向上と市民参加の促進をめざす

取組指標	市内中学校における子育て理解講座実施達成率	
	【参考】26年度末の状況	31年度末の目標(値)
	81.8% (9校/11校)	100% (11校/11校)※
4年後の目標	保護者のみならず、社会全体で家庭教育を支える機運が醸成されるよう、学習機会の充実を目指します。(学童期子育て学習、思春期子育て学習については100%実施済・継続)	

※市内全中学校での事業実施を目指します。

No. 11

【社会教育課】

事業名	家庭の教育力向上に向けた活動の充実	[通常事業]
事業内容	家庭で子どもに教育を行う上で必要な心構えや留意点などを学習する講座の開設を、各学校単位に委託します。 家庭の教育力向上のために活動する団体と連携し、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	
4年後の目標	保護者に家庭教育の重要性を認識してもらい、保護者間の連携強化と幼児・児童・生徒の健全育成に結び付け、家庭教育の充実を目指します。	

No. 12

【公民館】

事業名	家庭教育事業	[通常事業]
事業内容	①親子・家族を対象とした事業、②保護者を対象とした事業、③子育て支援のための施設提供を行います。 ・中央公民館:親子あそび教室、親子de食育講座 ・和田公民館:子育て教室、楽しく家庭教育講座 ・弥富公民館:親子遊びのつどい、家族で遊ぼう ・根郷公民館:親子で遊ぼうぽっぽちゃんくらぶ、親子体験教室 ・志津公民館:お母さんと遊ぼう、笑顔で子育て応援講座	
4年後の目標	利用者の広がり、公民館が子育て支援拠点のひとつとなることを目指します。	

No. 13

【図書館】

事業名	おはなしきゃらばんの実施	[通常事業]
事業内容	*おはなしきゃらばん隊による人形劇・大型紙芝居・スライド等のおはなし会を実施します。	
4年後の目標	物語の世界に親しんでもらい、読書への関心を高めることを目指します。	

※おはなしきゃらばん:人形劇や紙芝居等を行うボランティアグループ等が、図書館や公民館、児童センター等を巡回公演する。

No. 14

【図書館】

事業名	親子を対象にしたおはなし会や講座の開催	[通常事業]
事業内容	図書館職員やボランティアスタッフ等による絵本の読み聞かせ、*すばなしなどの実演を行います。	
4年後の目標	物語の世界に親しんでもらい、読書への興味、関心を高めることを目指します。	

※すばなし:「素話」大人が子どもに絵本や紙芝居などの小道具を使わず、本を読み聞かせること。

④幼稚園児の就園の支援

No. 15

【学務課】

事業名	幼児教育の支援（市立幼稚園）	〔通常事業〕
事業内容	低所得の幼稚園児保護者の負担を軽減するため、市立幼稚園保育料を減免します。	
4年後の目標	幼稚園児保護者の負担軽減を図り、経済的支援の充実を目指します。	

No. 16

【学務課・指導課】

事業名	教育要領に基づく幼稚園教育の推進（市立幼稚園）	〔通常事業〕
事業内容	市立幼稚園において、教育要領に対応した幼稚園教育を推進します。 (実施内容) 幼稚園教育要領の推進に関する業務として、 ①幼稚園の新しい教育要領に基づいた研究指導業務 ②教育時間終了後等における預かり保育実施に関する業務	
4年後の目標	幼稚園教育要領に基づく、幼稚園教育の充実を目指します。	

⑤公民館等の社会教育機能の拡充

No. 17

【中央公民館】

事業名	◎市民カレッジ事業				〔重点事業〕
事業内容	4年制の市民カレッジを開講し、高齢者教育を行い、地域で活動する人材の育成を図ります。 公民館運営審議会を開催し、カレッジ事業を検証していきます。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	4年制市民カレッジによる高齢者教育の実施 / 次年度カリキュラムの検討				
	過去の実績の検討		専攻課程再編成の検討		
	公民館運営審議会の開催によるカレッジ事業の検証				
取組指標	市民カレッジ在籍中及び卒業後のボランティア団体活動等への参加(延人数)				
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)		
	1,148名		1,480名※		
4年後の目標	生涯学習によるセカンドライフの充実と自己実現、及び地域で活動する人材の育成を目指します。				

※近年の実績を踏まえ、さらなるボランティア等参加者数の増を目指します。

No. 18

【社会教育課】

事業名	高等学校や大学の教育機関の活用	〔通常事業〕
事業内容	高校や大学等の教育機関における人的資源等の教育機能を活用し、市民を対象とした公開講座を開設します。	
4年後の目標	市民の学習意欲の向上、地域住民への学習支援の充実を目指します。	

No. 19

【中央公民館】

事業名	視聴覚教材ライブラリー事業	〔通常事業〕
事業内容	利用団体、学校及び行政を対象に視聴覚機材・教材の貸出を行います。16mm映写機操作講習会、親子映画会等を開催します。	
4年後の目標	視聴覚機材・教材の貸出について、地域の子ども会への案内、貸出対象リストのホームページ上への掲載等を通じて周知を図り、視聴覚機材・教材の利用促進を目指します。(教材貸出数…H26実績185件→H31目標200件)	

No. 20

【公民館】

事業名	公民館主催事業	〔通常事業〕
事業内容	主催事業における家庭・青少年・成人教育、団体育成及び広報事業等を行います。佐倉・城下町400年記念事業を行います(～平成29年度)。	
4年後の目標	生涯学習の機会と場を提供し、公民館が地域における生涯学習の拠点となることを目指します。	

No. 21

【図書館】

事業名	地域の特性や時代の要請に応じた事業や学習講座の開催	〔通常事業〕
事業内容	地域の特性や時代の要請に応じた事業や(佐倉学に関連する場合も含めた)学習講座を開催します。	
4年後の目標	学習資料を提供する場に加えて、市民が親しみやすく学べる図書館を目指します。	

No. 22

【図書館】

事業名	夏休みおすすめブックリストの作成	〔通常事業〕
事業内容	小学校低学年(1・2年生)、中学年(3・4年生)、高学年(5・6年生)、中学生向けの4種類のリストを作成し、各図書館窓口、児童センター窓口等で配布します。	
4年後の目標	ブックリストの活用と、選定図書の貸し出しの増加を目指します。	

No. 23 <平成30年度以降通常業務化につき計画事業から除外>

【図書館】

事業名	対面朗読サービスの実施	〔通常事業〕
事業内容	*対面朗読サービスボランティアによる希望資料の対面朗読を行います。	
4年後の目標	文字の見えにくい方や、目が不自由な方の、読書の場の充実を目指します。	

※対面朗読サービス：高齢者等で文字の見えにくい方や、目が不自由な方を対象としたボランティアによる本や資料等を読むサービス。

施策（１）地域の教育力の向上をはかります

⑥地域活動の担い手の育成

No. 24

【臼井公民館】

事業名	◎ コミュニティカレッジさくら・さくら学び塾の運営				〔重点事業〕
事業内容	地域における生涯学習活動の拠点として、コミュニティカレッジさくらを運営します。地域の人材が積極的に地域活動に参画できる基盤を整備し、地域の活性化とともに学習の振興を図ります。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	環境整備				
	カレッジ:4期	カレッジ:5期	カレッジ:6期	カレッジ:7期	
	学び塾開設	学び塾開設	学び塾開設	学び塾開設	
	事業内容検証	事業内容検証	事業内容検証	事業内容検証	
取組指標	コミュニティカレッジさくら開講時間				
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)		
	88単位/2学年分		88単位/2学年分※		
4年後の目標	積極的に地域活動に参画できる基盤を整備し、地域の担い手の育成を目指します。				

※コミュニティカレッジさくらが2年制として確立し、充実した開講時間(1単位時間は2時間)を確保することを目指します。

No. 25

【中央公民館】

事業名	◎市民カレッジ事業(再掲)※	〔重点事業〕
-----	----------------	--------

※事業内容等、施策(1)のNo.17を参照ください。

No. 26

【公民館】

事業名	地域ボランティア育成・活用事業	〔通常事業〕
事業内容	学生ボランティアの活用や公民館事業協力者の公募などにより、ボランティアを育成します。	
4年後の目標	市民の生涯学習・各種活動を支援できる人材・グループの育成を目指します。	

No. 27

【図書館】

事業名	図書館ボランティア養成講座の実施	〔通常事業〕
事業内容	図書館ボランティアの技術向上のため、活動分野について講師を招いたり、図書館から職員を講師として派遣します。	
4年後の目標	養成講座参加者及びボランティア活動参加者の増加を目指します。	

⑦関係機関との連携強化

No. 28

【社会教育課・公民館】

事業名	地域教育活動団体に対する支援	〔通常事業〕
事業内容	地域の青少年の健全な育成を図るために、学校・家庭・地域の三者が連携して組織しているPTA活動や、青少年育成住民会議、子ども会育成会連絡協議会等に対して支援を行います。	
4年後の目標	各団体における地域の活動の推進と、青少年の健全育成を目指します。	

基本方針1

地域の教育力のさらなる向上と市民参加の促進をめざす

施策(2)“佐倉の教育”への市民参加の促進をはかります

①教育に関する市民参加の促進

②市民による教育と文化の育成

③市民との協働事業の推進

施策(2)“佐倉の教育”への市民参加の促進をはかります

【現状と課題】

佐倉教育ビジョンでは、「市民参加の促進」を基本施策の一つとして位置付け、各事業を展開してきました。

教育懇話会や市民学習発表会、市民文化祭などの事業を実施し、市民と共に教育・文化芸術活動を推進するなど、施策の推進に取り組んできました。

市民一人ひとりの力によって佐倉の教育が支えられ、魅力ある佐倉が築き上げられることから、教育への市民参加を今後も推進していく必要があります。

【今後の方向性】

市民の自発的な学習や教育活動を支援するため、佐倉市が有する様々な情報の提供に努め、市民が主体的に佐倉の教育に参加・参画できる機会を提供し、市民と行政とが協働して取り組む事業の推進に努めます。

また、市民一人ひとりが意欲的に佐倉の教育に参加することにより、佐倉への愛着が深まっていくものであることから、教育活動団体の育成・支援を図るとともに、市民やボランティア団体等が、教育活動に積極的に参加できる環境づくりを推進します。

《 主な取組 》

①教育に関する市民参加の促進

No. 29

【教育総務課】

事業名	◎教育懇話会の開催				〔重点事業〕
事業内容	教育懇話会を「佐倉市教育の日」に関連した行事のひとつとして位置づけます。学校行事である「 ^{※1} 教育ミニ集会」との共催事業として、保護者、地域住民と教育委員、教育委員会職員がともに意見交換を行う場を設けます。テーマを設定し、グループ(保護者・教員・地域住民等で構成)での意見交換等を通して、佐倉の教育について、共に考える機会とします。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	教育懇話会の開催(佐倉市教育の日関連行事)				
	周知活動:広報紙・HP掲載、案内文等				
	開催校による周知	開催校による周知	開催校による周知	開催校による周知	
取組指標	* ² 教育懇話会への参加者人数				
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)		
	143名		150名 ^{※3}		
4年後の目標	市民と共に佐倉の教育について考え、今後の教育施策に活かしていくことを目指します。				

- ※1. 教育ミニ集会：学校と地域の方々が教育活動に関する意見交換を行い、今後の学校経営に活かす取り組み。
 ※2. 教育懇話会：佐倉市の教育施策を広く市民に理解してもらうとともに、市民の方々から佐倉の教育に関する意見や提案をいただき、今後の教育施策に活かすことを目的として開催。
 ※3. 26年度末の状況より、参加人数が増加することを目指します。

No. 30

【教育総務課・文化課・公民館・図書館】

事業名	教育に関する情報提供の推進	〔通常事業〕
事業内容	市のホームページや、市の広報紙、各種刊行物(佐倉の教育、公民館だより、公民館のまとめ)等を活用し、教育に関する情報提供の推進を図ります。	
4年後の目標	市民に教育についての理解を深めてもらうため、情報提供の推進を目指します。	

No. 31

【教育センター】

事業名	* ² 教育センター等報告会の実施	〔通常事業〕
事業内容	学校・家庭等における教育課題について、教育センターで調査・研究及び実践した結果をもとに報告・提言を行います。併せて市民の方々と市内の児童生徒による学習活動の成果を披露する、研究発表会を行います。	
4年後の目標	市民や児童生徒の保護者が求めている情報をタイムリーに提供し、一般市民の参加者数の増加を目指します。発表会の開催により、市民の教育活動の活性化を図り、より多くの市民参加を目指します。	

※佐倉市教育センター：教育課題等に関する調査、研究及び開発、就学相談や教育相談などの業務を行う教育機関。

②市民による教育と文化の育成

No. 32

【教育総務課】

事業名	佐倉市教育の日の周知	〔通常事業〕
事業内容	今後の佐倉市が多くの人材を育てる「まち」として着実な歩みを続け、一層の充実が図られ、確かな人づくりを進めることを目的として、「佐倉市教育の日」を制定しました。11月16日の「佐倉市教育の日」について、その周知に努めます。	
4年後の目標	「佐倉市教育の日」について周知を図り、市民に佐倉の教育に対する関心を高めてもらうことを目指します。	

No. 33

【図書館】

事業名	市民読書感想文集「*さくらおぐるま」の発行	〔通常事業〕
事業内容	市民より読書感想文等を募集し、文集を作成・配布します。	
4年後の目標	読書感想文等の応募を契機として、市民参加の促進を目指します。	

※名前の由来：「さくらおぐるま」は「おぐるま（＝小さい車、牛車の車輪（御車）」に似たさく科の植物。佐倉ではじめて発見されたことから「さくらおぐるま」と名付けられた。
花は黄色で7月～10月頃咲き、全体的にきわめて細かい毛がある。他の地域ではみられないめずらしいもので、田の畔や川辺に生えている。

③市民との協働事業の推進

No. 34

【教育総務課】

事業名	◎ *1佐倉市教育の日の趣旨に沿った関連行事の開催				〔重点事業〕
事業内容	今後の佐倉市が多くの人材を育てる「まち」として着実な歩みを続け、一層の充実が図られ、確かな人づくりを進めることを目的として、佐倉市教育の日を制定しました。 11月16日の佐倉市教育の日を中心として、教育関連行事を開催します。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	教育委員会各担当課へ開催行事照会及び協力依頼				
	広報周知 行事開催	広報周知 行事開催	広報周知 行事開催	広報周知 行事開催	
取組指標	各種関連行事への参加者人数		31年度末の目標(値)		
	【参考】26年度末の状況 参加者21,883名		参加者22,805名※2		
4年後の目標	佐倉市教育の日を中心として教育関連行事を開催し、PRに努め、市民の行事参加を通して、教育への参加意識を高めることを目指します。				

※1. 佐倉市教育の日：今後の佐倉市が多くの人材を育てる「まち」として着実な歩みを続け、一層の充実が図られ、確かな人づくりを進めることを目的として、「佐倉市教育の日」(11月16日)を制定。
○期日の由来：佐倉藩主堀田正睦公が天保4年(1833)11月16日、藩政改革を宣言した日にあたり、これが佐倉藩の学問興隆の契機になった日です。
※2. 26年度末の状況より、参加人数が増加することを目指します。

No. 35

【文化課】

事業名	市民文化祭の開催	〔通常事業〕
事業内容	佐倉市民文化祭実行委員会を組織して、委員会による事業実施を主体とし、市内の芸術文化団体が協力し合い、各種作品展示・舞台発表等を全市的に行います。	
4年後の目標	市民文化祭を開催し、市民と協働した芸術文化活動の高まりを目指します。 (市民文化祭参加者数…H26実績15,690名→H31目標16,000名)	

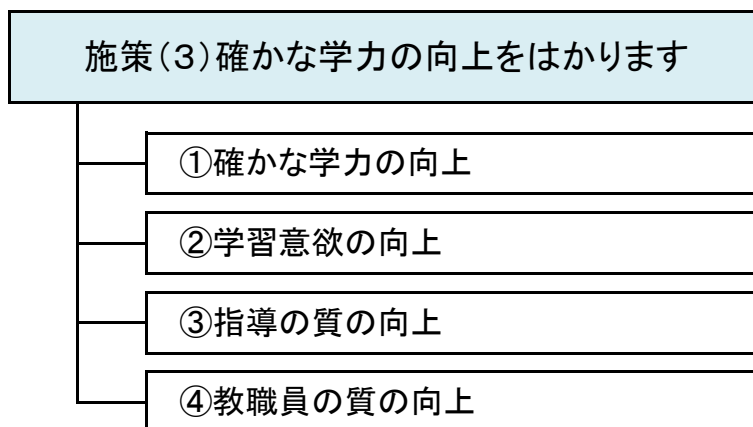
No. 36

【美術館】

事業名	公募及び市民主体による美術展の開催	〔通常事業〕
事業内容	展示作品を市民から公募するほか、展覧会を市民が主体となり運営するなど、市民と共に進める美術展(新春佐倉美術展)を開催し、美術と美術館をより身近に感じてもらえる事業を実施します。	
4年後の目標	市民による美術展の開催を通して、市民の主体的な芸術活動の高まりを目指します。	

基本方針2

豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育をめざす



施策（3）確かな学力の向上をはかります

【現状と課題】

佐倉教育ビジョンでは、「確かな学力の向上」を基本施策の一つと位置付け、子どもたちの「生きる力」の基礎を育むために、学習意欲を高め、自ら課題を見つけ解決する力を育てるための施策を展開してきました。

「学習状況調査の実施」、「少人数指導支援の推進」、「研修を通じた教職員の資質向上」などにより、児童生徒の学力の定着・向上に取り組んでいます。

学習指導要領においても、「生きる力」を育むことが重要であると位置付けられ、「確かな学力」を身につけることが大きな柱の一つとなっています。

そのため、将来にわたって学習し続ける意欲や態度を身につけることが引き続き求められています。

【今後の方向性】

学校教育においては、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③学習意欲の向上や学習習慣の確立のための指導の充実をバランスよく図ることが求められています。

そのため、佐倉市教育センターで行っている学習状況調査をもとに、各学校の職員研修や指導方法改善に生かし、「わかる授業」「楽しい授業」を目指し、「もっと学びたい」という意欲を高めるとともに、各教科や総合的な学習の時間では、自ら課題を見つけ自ら解決する力を育てていきます。

また、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努めます。

《 主な取組 》

① 確かな学力の向上

No. 1

【教育センター】

事業名	◎ 学習状況調査の実施 〔重点事業〕				
事業内容	小中学校の学習指導要領に基づく、国語、算数・数学、理科、英語の基礎的な学習の一部と国語、算数・数学の知識・技能を活用する力、及び学習意識等についての状況調査を行います。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	国語、算数・数学、理科、英語(中学校のみ)の基礎学力・活用力の調査			国語、算数・数学、理科、英語の基礎学力・活用力の調査	
	小学生、中学生、教員等の意識調査				
	結果分析と各校へ	結果分析と各校へ	結果分析と各校へ	結果分析と各校へ	
取組指標	平均正答率(通年)				
	【参考】26年度末の状況 基礎学力81.1% 活用力62.5%		31年度末の目標(値) 基礎学力90.0% 活用力70.0%※		
4年後の目標	佐倉市学習状況調査を基に、集計・分析し、その活用の充実を図り、授業の改善と学力の向上を目指します。				

※望ましい学力として、基礎学力90%、活用力70%の平均正答率を設定し、学力の向上を目指します。

No. 2

【指導課】

事業名	学校の課題研究の推進 〔通常事業〕
事業内容	佐倉市内の全ての小中学校において、佐倉市の教育課題や自校の教育課題に関する研究、指導方法の改善の研究及び教職員の指導技術の向上を目指すための研究等を行います。
4年後の目標	現代の教育課題と考えられる研究内容を研究指定校及びモデル校として研究指定を行い、教育課題についての研究推進を目指します。

No. 3

【指導課】

事業名	小学校3, 4年生の社会科副読本の作成・活用 〔通常事業〕
事業内容	佐倉市についてまとめた社会科副読本を作成し、小学校3年生及び4年生一人一人の子どもに配布し、社会科において地域を学ぶ学習を行います。
4年後の目標	社会科副読本を活用する学校100%を継続するとともに、2年に1回以上の割合で佐倉市の現状に合わせた社会科副読本の改訂を行い社会科授業の充実を目指します。

No. 4

【指導課】

事業名	学校における外国語(英語)活動の推進 〔通常事業〕
事業内容	英語教育及び国際理解教育の充実のため、小・中学校に英語指導助手(※ALT)を配置し、英会話指導、国際理解を推進します。 また、地域人材の活用により、外国語活動の支援や国際理解を推進します。
4年後の目標	ALTとの協力指導により英語・国際理解教育の充実を図り、小学校における英語の教科化など、今後の学習指導要領改正の動向にも対応するとともに、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指します。

※ALT：外国語を母国語とする外国語指導助手のことで、児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に授業を補助しています。(ALT：Assistant Language Teacher)

②学習意欲の向上

No. 5

【教育総務課】

事業名	奨学資金補助	〔通常事業〕
事業内容	経済的な理由により高等学校での修学が困難な方に対し、授業料以外の学校教育費の一部について補助することにより、家庭の教育費負担を軽減します。 交付要綱に基づく交付申請の審査を行い、交付決定対象者に奨学金を支給します。	
4年後の目標	教育費負担の軽減を必要とする方に制度の利用を広め、修学しやすい環境づくりを目指します。	

No. 6

【学務課】

事業名	小中学校就学援助	〔通常事業〕
事業内容	遠距離通学者や特別支援学級通学者並びに準要保護者世帯に対し、助成金を支給します。	
4年後の目標	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を援助することで学校生活の充実を目指します。	

No. 7

【指導課】

事業名	学生ボランティアを活用した学校支援の推進	〔通常事業〕
事業内容	近隣大学等と連携を図り、教員志望の意欲・情熱のある学生を学力向上サポートティーチャーとして小・中学校に派遣し、学習支援の一層の充実を図る。 サポートティーチャーは ①学習指導補助活動 ②生活指導補助活動③その他教育にかかわる補助活動を行います。	
4年後の目標	学生ボランティアを活用し、学校における学習支援の充実を目指します。	

No. 8

【指導課】

事業名	理科・科学教育の推進	〔通常事業〕
事業内容	理科支援員を配置し、理科学習指導を支援します。 ※ ¹ 児童・生徒科学作品展、楽しい科学教室を行い、科学への関心を高めます。	
4年後の目標	理科支援員の配置により、理科学習指導を充実させるとともに、児童・生徒科学作品展、楽しい科学教室の内容を工夫し、参加者の増加を図り、理科・科学教育の振興を目指します。	

※1. 児童・生徒科学作品展：児童生徒が作成した科学作品を展示し、佐倉の子どもたちの科学に対する興味を喚起し、科学教育振興に努める事業。

③指導の質の向上

No. 9

【学務課】

事業名	◎ 小規模校学校活力の向上				[重点事業]
事業内容	弥富小学校及び和田小学校については、学級編制基準に基づく ^{※1} 複式学級になることから、一学年一学級の指導体制を維持するため、 ^{※2} 学校支援補助教員を配置します。 また、引き続き ^{※3} 小規模特認校に指定することで市内全域から弥富小学校へ転入学できます。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	支援補助教員配置	支援補助教員配置	支援補助教員配置	支援補助教員配置	
	地域連携支援	地域連携支援	地域連携支援	地域連携支援	
取組指標	小規模特認校制度による転入学者児童数(全学年合計)				
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)		
	6名		6名 ^{※5}		
4年後の目標	^{※4} 小規模校の複式学級を解消し一学年一学級体制を確保するため、市内全域から児童を受け入れ、学校の活性化を図るとともに、少人数によるきめ細かな指導及び地域と連携した特色ある教育活動を目指します。				

※1. 複式学級：児童数が二つの学年で16人以下の場合(1年生を含む場合は8人以下)二つの学年で1学級となる。

※2. 学校支援補助教員：授業中の個別指導や添削指導、授業準備の補助を行う教員。

※3. 小規模特認校：小規模校の現状を解消するために、市内全域(通学区域外)から児童の募集を行う制度。

※4. 小規模校：学校の学級数が12クラス未満の学校。学校教育法施行規則により、学校の学級数の標準は原則として12クラス以上18クラス以下とされています。

※5. 支援補助教員1名を継続的に配置し、1学年1学級、きめ細かな指導と特色ある教育活動を充実させ、1学年1名程度の転入学児童確保を目標とします。

No. 10

【学務課】

事業名	少人数指導支援の推進	[通常事業]
事業内容	多人数学級の多い学校へ学校支援補助教員を配置することにより、少人数指導またはティームティーチングを展開し、児童生徒個々への学習支援を通じて学習の課題を克服させます。	
4年後の目標	学習の習熟度に応じた、個別の指導・支援により、効果的、効率的に学習内容を理解・定着させ、児童・生徒個々の学習の課題を克服する重点的な支援により、学習意欲を高め、一人一人の学力の向上を目指します。	

④教職員の質の向上

No. 11

【学務課】

事業名	管理訪問指導の実施	[通常事業]
事業内容	市民に信頼される学校を目指すため、学校訪問を計画的に実施します。諸表簿の点検・指導、サービスの厳正に係る指導、教育環境に関する指導、その他教育公務員に係る指導を行います。	
4年後の目標	教職員のサービスの管理、諸表簿管理、資質の向上に係る取組等を指導・支援することにより、市民に信頼される学校づくりを目指します。	

施策（3）確かな学力の向上をはかります

No. 12

【指導課】

事業名	佐倉市教育委員会訪問	[通常事業]
事業内容	教育委員会が、校(園)長の求めに応じ学校(園)を訪問し、教育委員会のあらゆる機能を活用してもらうことにより、市内各校(園)の学校経営の改善に取り組みます。	
4年後の目標	教育委員会、事務局各所属と連携していくことにより、学校教育活動の充実を目指します。	

No. 13

【指導課】

事業名	研修を通じた教職員の資質向上	[通常事業]
事業内容	教職員の資質、指導力の向上を目指し、講師を招いて研修を行ったり、小中学校の教職員の研修への参加を支援します。	
4年後の目標	佐倉市教育委員会主催研修会の内容充実と、学校における能力開発の取組推進により、教職生活の全体を通じた教職員の資質能力の向上を目指します。	

No. 14

【教育センター】

事業名	教育センター等報告会の実施（再掲）※	[通常事業]
-----	--------------------	--------

※事業内容等、施策（2）のNo.31を参照ください。

基本方針2

豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育をめざす

施策(4) 豊かな心と丈夫な体の育成をはかります

①心の教育の充実

②一人ひとりのニーズに合った教育の推進

③学校教育相談の充実

④いじめ防止の取り組み

⑤読書や芸術・文化学習の支援

⑥学校給食を活かした食育の推進

⑦児童生徒の体力向上の推進

施策(4) 豊かな心と丈夫な体の育成をはかります

【現状と課題】

佐倉教育ビジョンでは、「豊かな心と丈夫な体の育成」を基本施策の一つと位置付け、子どもたちの「生きる力」の基礎を育むこと、また「心の教育の充実」として、道徳副読本の作成や児童生徒の心を育てる取り組みを推進してきました。

また、学校教育相談事業では、*適応指導教室の設置や学校教育相談員・心の教育相談員を配置し充実を図るなど、おおむね順調に進んでいます。

学校教育では、引き続き「生きる力」を育む教育を目指し、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた教育施策の充実が求められています。

また、いじめは重大な人権侵害に当たり、絶対に許されない行為であるという共通認識のもと、いじめ防止体制を整備し、学校・地域・家庭が一体となって、その防止に取り組む必要があります。

近年、栄養摂取の偏りや食事のあり方などに起因する肥満などの生活習慣病の増加や若年化など、食に起因する新たな子どもたちの健康課題が増加しているため、子どもたちが将来にわたり健康に生活していけるよう、学校教育を通して、栄養や食事の取り方などについて、正しい知識を身に付けさせることが必要になっています。

※適応指導教室：何らかの要因によって学校に行けない小・中学生を対象に、学習面や集団生活への適応を促し、学校に登校することへの支援をしていくところ。

【今後の方向性】

現代社会は、生活環境や生活様式の変化、コミュニケーション不足などにより家族や地域間のつながりが希薄になっていると言われ、社会全体のモラルや規範意識の低下も見られます。こうした中で、人間としての在り方を自覚し、人生をより良く生きるために道徳教育の充実を図ります。

音楽・図工(美術)等の教科や道徳・特別活動等の領域においても、情操や徳性を養うことにより「豊かな心」を育てていきます。

また、学習や生活、友人関係等の悩みなどの問題を解決するため、教職員研修の充実、学校教育相談員や心の教育相談員の配置など各種教育相談機能の充実引き続き努めます。

さらに、いじめの課題に対して、「佐倉市いじめ防止基本方針」に基づき、市・教育委員会・学校・地域・家庭が一体となり、「いじめのない学校づくり・社会づくり」が実現できるよう、取り組んでいきます。

また、安心安全な学校給食を生かした食育や健康指導とともに、児童生徒の体力の向上を目指すことにより、「健やかな体」を育てていきます。

施策（４）豊かな心と丈夫な体の育成をはかります

《 主な取組 》

①心の教育の充実

No. 15

【教育センター】

事業名	◎ 佐倉の地域性を活かした道徳教育の推進 [重点事業]				
事業内容	※1道徳副読本「佐倉の道徳」及び佐倉学道徳教材の活用状況を調査し、その結果から道徳教材検討委員会において資料等の改訂を検討していきます。また、佐倉を素材とした新たな教材の開発を行うとともに活用を図ります。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	新たな教材の開発				
	活用に関する調査・分析				
			新たな教材の作成・配布		
取組指標	道徳教材・副読本を活用した道徳授業実施率				
	【参考】26年度末の状況			31年度末の目標(値)	
	実施率100%			実施率100%※2	
4年後の目標	佐倉の地域性を活かした道徳教材・副読本を活用し、授業実践の充実を目指します。				

※1. 道徳副読本：道徳教育を行うために、佐倉市が作成する補助教材。市民意識調査における佐倉市民の道徳意識の現状と課題を踏まえ、佐倉の先人を素材として作成。

※2. 全小中学校における佐倉独自の副読本の活用を継続させ、佐倉ならではの道徳教育の充実を目指します。

No. 16

【指導課】

事業名	キャリア教育の推進 [通常事業]
事業内容	学校における*キャリア教育の研究指定等を行い、望ましいキャリア教育の先進研究を進めます。また、職場体験、ボランティア活動、病院等関係機関との連携などにより、望ましい勤労観・職業観の育成を図ります。
4年後の目標	小中学校におけるキャリア教育の実施率100%を継続し、先進校の取組を広めていくことを目指します。

※キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

No. 17

【指導課】

事業名	社会人を活用した教育の推進 [通常事業]
事業内容	学校教育の充実を図るため、専門的知識や技能を有する社会人を活用します。また、*佐倉・城下町400年記念事業として落語講座を実施します（～平成29年度）。
4年後の目標	体験学習の実施や地域の文化に触れるなど、社会人活用による貴重な学習活動を充実させ、心豊かな児童生徒の育成を目指します。

※佐倉・城下町400年記念事業：1610年(慶長15年)に土井利勝が佐倉城主となり、1611年から佐倉城の築城を開始し1618年に完成した。佐倉城築城と城下町の整備を始めてから、2010年で400年となることから、2010年(平成22年)を初年度に2017年(平成29年)まで、「歴史のまち佐倉」の原点のひとつとして、様々な事業を実施することにより、市民の愛着を深めるための事業。

No. 18

【指導課】

事業名	児童生徒の校外活動の推進 [通常事業]
事業内容	児童生徒が学校を離れ、他校の児童生徒と交流をしたり、自然に親しませたり、佐倉市内の諸施設を見学したりする活動により、環境教育、国際理解教育、情操教育、科学技術教育等の各分野の向上に関する活動の支援を行います。
4年後の目標	体験的な学習の内容を深め、児童生徒の様々な分野での学習活動の充実を目指します。

No. 19

【指導課】

事業名	学校教育における人権教育の推進 [通常事業]
事業内容	学校での人権教育推進体制を整備し、人権週間での取り組みなど充実を図ります。また、教育上配慮を要する児童等の進路保障を行うため、学習指導を通して教育相談や進路相談を行います。
4年後の目標	学校人権教育の実施率100%を継続するとともに、学習内容の充実を目指します。

No. 20

【指導課】

事業名	学校教育における平和教育の推進 [通常事業]
事業内容	中学生平和使節団の派遣等、広報課と共催で、児童・生徒に平和意識の啓発につながる学習活動を実施します。
4年後の目標	平和教育の実施率100%を継続するとともに、学習内容の充実を目指します。

②一人ひとりのニーズに合った教育の推進

No. 21

【教育センター】

事業名	◎ 特別支援教育の推進 [重点事業]			
事業内容	佐倉市教育委員会の諮問に応じ、発達に課題のある幼児児童生徒の就学指導等に関し答申する「佐倉市教育支援委員会」を開催し、特別支援教育を推進します。発達に課題がある幼児児童生徒への個別の教育支援計画の作成を促進して学習及び学校生活の支援を行うため、特別支援教育支援員を配置します。			
事業展開(工程表)	平成28年度 教育支援委員会	平成29年度 教育支援委員会	平成30年度 教育支援委員会	平成31年度 教育支援委員会
	特別支援教育支援員の適正配置			
	支援員の確保	支援員の確保	支援員の確保	
取組指標	幼小中学校における個別の教育支援計画作成率			
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)	
	48.6%		100%	
4年後の目標	対象となる幼児児童生徒について※個別の教育支援計画の作成を促進するとともに、特別支援教育支援員の資質向上を図ることにより、特別支援教育体制の充実を目指します。			

※(参考) 個別の教育支援計画…子ども、保護者、学校・園が中心となって、関係機関と連携し、適切な教育を行うための計画

No. 22

【教育センター】

事業名	☆インクルーシブ教育システム推進事業 [新規・通常事業]			
事業内容	地域の教育資源の組合せ(スクールクラスター)の活用により、支援が必要な児童生徒があらゆる場で合理的配慮に基づく支援が受けられる体制を構築するためのインクルーシブ教育の推進を図ります。学校支援コーディネーターを配置するなど、ことばの発達に支援が必要な児童生徒への教育的効果を高めます。			
事業展開(工程表)	平成28年度 地域内の教育資源を活用した	平成29年度 地域内の教育資源を活用した	平成30年度 地域内の教育資源を活用した	平成31年度 地域内の教育資源を活用した
	学校支援コーディネーターの配置			
	ことばの発達支援における研修の実施			
取組指標	ことばの発達に支援が必要な児童のための研修を実施した学校数			
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)	
	34校		34校※	
4年後の目標	ことばの発達に支援が必要な児童が、各学校で適切な理解のもとで指導を受けることができるよう、全校で継続して研修の機会をもつことを目指します。			

※小中学校全校での研修実施を目指します。

③学校教育相談の充実

No. 23

【教育センター】

事業名	◎ 教育相談の充実 〔重点事業〕				
事業内容	小中学校児童生徒の不登校や発達の不安等に対して、面接や電話による相談を行いながら、保護者や学校との連携を図り、指導助言を行います。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	相談員等配置	相談員等配置	相談員等配置	相談員等配置	
	電話相談	電話相談	電話相談	電話相談	
	面接相談	面接相談	面接相談	面接相談	
取組指標	学校教育相談員や心の教育相談員等への相談件数				
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)		
	3,801件		3,850件※		
4年後の目標	面接相談・電話相談の体制を整備し、教育相談、発達相談の充実を目指します。				

※平成31年度末に向けては児童生徒数の減少傾向が見込まれるが、相談件数は相談体制の整備により現状を維持する件数としました。

④いじめ防止の取り組み

No. 24

【指導課】

事業名	◎ いじめ防止対策推進事業 〔重点事業〕				
事業内容	平成25年9月施行の「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。 「佐倉市いじめ防止基本方針」及び、小中学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定に基づき、いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処のできるいじめ防止体制の整備を推進します。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	佐倉市いじめ防止基本方針・学校いじめ防止基本方針に基づく対策推進				
	いじめ防止体制整備	いじめ防止体制整備	いじめ防止体制整備	いじめ防止体制整備	
	関係機関連携	関係機関連携	関係機関連携	関係機関連携	
取組指標	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査におけるいじめの解消率				
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)		
	94.4%		95%以上※		
4年後の目標	児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの解消率95%以上を目指し、未解消案件についても解消に向けて継続的に取り組むことを目指します。				

※経年で対応していく案件もある中、いじめの高い解消率を目指します。

⑤読書や芸術・文化学習の支援

No. 25

【学務課】

事業名	小中学校図書館図書整備 〔通常事業〕				
事業内容	課題図書等の新規購入や老朽化した図書の更新等、学校図書館の蔵書の整備を行います。また、各小中学校の図書館へ学習教材用の新聞を配備します。				
4年後の目標	学習指導要領で重視されている「思考力・判断力・表現力等の育成」を促進するため、学校図書館の読書センター及び学習・情報センターとしての整備を目指します。				

No. 26

【教育センター】

事業名	学校図書館教育の推進 〔通常事業〕
事業内容	学校図書館において蔵書の整理・電算管理、貸し出し業務を行い図書館利用を学習指導に活かすとともに、図書館利用の促進を図ります。 小中学校に学校図書館司書を配置し、読書活動を推進します。
4年後の目標	学校における、読書活動や調べ学習を支援する学校図書館機能の充実を目指します。

No. 27

【図書館】

事業名	読書活動の推進 〔通常事業〕
事業内容	保育園・幼稚園・小学校に出向き絵本の読み聞かせ、※すばなし、ブックトーク、図書館紹介等を実施します。保育園・幼稚園・小・中学校向けに貸出用に選定されたバックを準備し、随時、要望があったときに貸出を行います。
4年後の目標	おはなし会の実施等により、児童への読書への興味・関心の向上を目指します。

※すばなし：「素話」大人が子どもに絵本や紙芝居などの小道具を使わず、本を読み聞かせること。

No. 28

【市民音楽ホール】

事業名	市民音楽ホール学校連携事業 〔通常事業〕
事業内容	小中学校を対象にオーケストラやリコーダーなどの質の高い演奏会を提供します。 少年少女合唱教室及びハンドベル教室を開催します。
4年後の目標	質の高い音楽鑑賞の機会を提供する学校巡回音楽鑑賞会や、合唱教室及びハンドベル教室を継続し、児童生徒の情操教育の充実を目指します。

No. 29

【美術館】

事業名	美術館学校連携事業 〔通常事業〕
事業内容	市内小・中学生が来館できるよう、交通手段の確保、資料の配布、鑑賞プログラムの提案等を行い、美術館と学校が連携して美術の学習を実施します。 プログラムの内容：美術館送迎バス、出前授業、美術館鑑賞教室、美術教材の貸出等
4年後の目標	美術館と学校が連携し、芸術との関わり合いを伝えることができるように学校教育のニーズにあった美術館活用法を提示し、児童生徒の情操教育の充実を目指します。

No. 30

【美術館】

事業名	市内小中学生向けパスポートの配布 〔通常事業〕
事業内容	市内小中学校を通じて児童・生徒に親子券付きパスポートを配布します。 (パスポートは児童・生徒が有料の企画特別展を何度でも無料で観覧できる券であり、親子券はパスポートを持っている児童・生徒の同伴者が1名1回限り観覧無料となる。)
4年後の目標	多くの子どもたちが美術館へ来館するきっかけを作り、芸術文化に対する理解とマナーを学ばせる場とし、より多くの親子に美術館が利用されることを目指します。

⑥学校給食を活かした食育の推進

No. 31

【指導課】

事業名	◎※ ¹ 食育の推進 〔重点事業〕				
事業内容	学校給食への地場産物の使用や栄養教諭・学校栄養職員による食育の推進、給食の試食会など、学校給食を活かして、児童生徒及び地域・家庭における健康教育の推進を図ります。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	食育授業の実施 給食を活かした 健康教育の推進	食育授業の実施 給食を活かした 健康教育の推進	食育授業の実施 給食を活かした 健康教育の推進	食育授業の実施 給食を活かした 健康教育の推進	
	給食への地場産物の使用				
	※ ² 「津田仙給食」 ※ ³ 「佐倉うまいもの自慢 献立」等実施	「津田仙給食」 「佐倉うまいもの自慢 献立」等実施	「津田仙給食」 「佐倉うまいもの自慢 献立」等実施	「津田仙給食」 「佐倉うまいもの自慢 献立」等実施	
取組指標	食に関する指導の全体計画の作成学校数				
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)		
	26校		34校※ ⁴		
4年後の目標	学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導により、児童生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を持つことができるように、食育の充実を目指します。				

※¹. 食育：豊かな自然がもたらす食べ物、それを育てた人への感謝の心と歴史ある食文化を大切にすることを育み、一人ひとりが食の大切さを理解し、食に関する知識と食を選択する力を取得することにより、健全な食生活を送ることができる人づくり、地域づくりを目指すこと。

※². 津田仙給食：郷土の先覚者、津田仙（1837－1908年）が国内に広めた西洋野菜を使った特別メニューの給食。佐倉藩出身の津田仙は、日本の農業改革に力を注いだ「近代農業の父」。

※³. 佐倉うまいもの自慢献立等：毎年、学校給食週間(1月)に、各学校で実施している地場産物をたくさん使用した給食。

平成22年度から29年度までの佐倉市教育の日には、佐倉・城下町400年記念事業として、「お殿様献立」を実施。

※⁴. 全小中学校で、計画的な食育授業の推進が図られるよう努めます。

No. 32

【指導課】

事業名	食物アレルギー対応 〔通常事業〕
事業内容	市内全小中学校で「佐倉市学校給食食物アレルギー対応の手引き」(平成24年度策定)に基づいた対応を行います。
4年後の目標	学校給食における食物アレルギー事故件数0件の維持を目指します。

※全小中学校の学校給食で、食物アレルギー事故を発生させない体制・対応の継続を目指します。

No. 33

【指導課】

事業名	学校給食用食材の放射能検査 〔通常事業〕
事業内容	市場に流通している食材は安全であるとの前提のもとで学校給食を提供していますが、平成23年3月の原子力発電所事故による食品の放射能汚染及び子どもたちの内部被ばくに対する心配について、現在も完全には解消していません。 給食食材の安全性を確保するため、市独自に給食食材の放射能検査を実施します。
4年後の目標	全小中学校の学校給食で、放射能基準値を超えた食材は使用しない体制・対応を維持し、安全で安心できる学校給食の継続を目指します。

No. 34

【指導課】

事業名	学校における健康教育の推進	[通常事業]
事業内容	生活習慣病予防検診及び個別指導を全校で実施します。 対象者への健康指導や講演会を開催し、健康教育を実施します。	
4年後の目標	予防検診の有所見者を減少させ、児童生徒の健康保持増進を目指します。	

No. 35

【指導課】

事業名	給食施設設備の整備	[通常事業]
事業内容	老朽化した給食施設設備等の維持補修、改修、更新等を行います。	
4年後の目標	安全・安心で充実した給食の提供維持を目指します。	

⑦児童生徒の体力向上の推進

No. 36

【指導課】

事業名	◎ 児童生徒の体力向上の推進					[重点事業]
事業内容	教師の指導力と資質の向上を図るため、実技研修を行います。 また、児童・生徒の体力の向上と健康の保持増進を図るため、佐倉市文化祭小中体育大会を企画運営し、体力優良の児童生徒には体力優良証等を交付します。 さらに、小中体連主催・教育委員会と共催の競技大会に参加するための児童生徒にかかわる費用の一部を補助します。					
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	小中体育大会	小中体育大会	小中体育大会	小中体育大会		
	新体力テスト実施	新体力テスト実施	新体力テスト実施	新体力テスト実施		
	体力優良証交付	体力優良証交付	体力優良証交付	体力優良証交付		
	実技研修	実技研修	実技研修	実技研修		
	※1 体力向上推進計画	体力向上推進計画	体力向上推進計画	体力向上推進計画		
	体力の現状分析	体力の現状分析	体力の現状分析	体力の現状分析		
競技大会参加補助	競技大会参加補助	競技大会参加補助	競技大会参加補助			
取組指標	小1～4年体力優良証及び小5・6年、中1～3年新体力テストA判定を受けた児童生徒の割合		【参考】26年度末の状況			
			31年度末の目標(値)			
	優良証29%、A判定小36%中27%		優良証35%、A判定小40%中30% ※2			
4年後の目標	教員の指導力向上と児童生徒の運動習慣の育成により、児童生徒の体力の向上を目指します。					

※1. 体力向上推進計画：各学校において、児童生徒の体力向上を目指し、各教科、領域など教育活動全体を通して総合的にたてられた計画。

※2. 教員の指導力向上と児童生徒の運動習慣の育成により、26年度末の状況より体力向上を目指します。

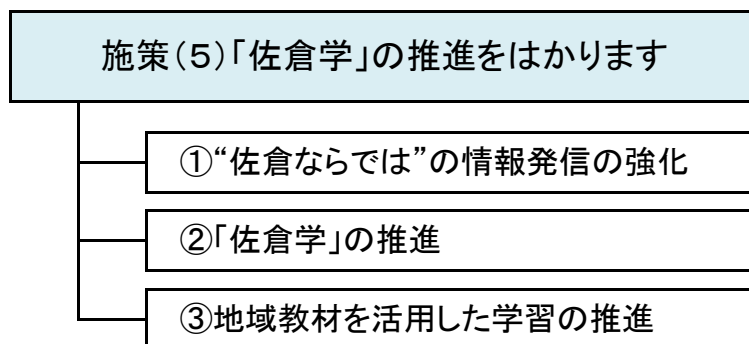
No. 37

【指導課】

事業名	水泳指導の推進	[通常事業]
事業内容	学校プール施設が無い学校における水泳指導を民間に委託し、他の学校同様、小学校学習指導要領での水泳学習のねらいを達成します。 対象校において、水泳指導業務委託により、教員とインストラクターとの協力による、個に応じた水泳指導の充実を図ります。	
4年後の目標	確実な水泳授業を効率的に実施し、民間の活用による水泳指導の充実を目指します。	

基本方針3

郷土への愛着を育み、進取の精神による新しい文化の創造をめざす



施策（5）「佐倉学」の推進をはかります

【現状と課題】

佐倉教育ビジョンでは、「佐倉学の推進」を基本施策の一つに位置付け、学校の教育課程において「佐倉学」を推進するとともに、市民を対象とした講座の開催や佐倉に関する情報発信などを行ってきました。

佐倉市には印旛沼などの恵まれた自然と古代からの歴史、城下町として培われた文武両面にわたる文化、そして、*好学進取の精神に富み優れた業績を残した先覚者がいます。

郷土佐倉に対して愛着を持つためには、佐倉のを知ることが大切ですので、今後も引き続き佐倉学を積極的に推進する必要があります。

※好学進取：生涯にわたって学び続け、新しいものを積極的に取り入れていこうとする好学の心。

【今後の方向性】

佐倉は、幕末から明治期にかけて、近代日本の発展に尽くした多くの人材を輩出しました。これは、江戸時代末期に漢学や武芸の他、当時の新しい学問を、佐倉藩の気風である「好学進取」の姿勢で奨励したことが大きいと考えられます。

この他にも、佐倉には、歴史・自然・文化といった数多くの教育資源があります。

市民が郷土佐倉についてより関心を高められるよう、佐倉の歴史・自然・文化などの要素を加味した生涯学習活動としての佐倉固有の「佐倉学」を築き上げます。

併せて「佐倉学」を学ぶ機会として学校の授業や公民館の学習講座などで幅広く取り上げ、佐倉に対する誇りや愛着心を育み、地域づくりへの主体的な参加や学ぶ意欲の向上を目指します。

《 主な取組 》

①“佐倉ならではの”情報発信の強化

No. 1

【図書館】

事業名	「佐倉学」に関する情報発信の強化	〔通常事業〕
事業内容	図書館において、佐倉を学ぶ図書等を集め、佐倉学関連コーナーなどで郷土資料を工夫して配架し、利用に結びつくよう、周知します。	
4年後の目標	佐倉を学ぶ資料の充実と周知に努め、郷土への関心が高まり、一層の理解と愛着が深まることを目指します。	

No. 2

【美術館】

事業名	佐倉ゆかりの作家を紹介する収蔵作品展の開催	〔通常事業〕
事業内容	作品を良好な状態で保管するとともに、佐倉ゆかりの作家を紹介する展覧会を実施し、佐倉の美術の継承と普及を行います。	
4年後の目標	市民の共有財産である収蔵品を紹介するとともに、収蔵品への理解と愛着を持てるような展示を行い、より多くの方に佐倉の美術に対する関心が高まることを目指します。 (収蔵展入場者数…H26実績10,689名→H31目標13,000名)	

②「佐倉学」の推進

No. 3

【社会教育課】

事業名	「佐倉学」の総合推進	〔通常事業〕
事業内容	「佐倉学」に関する事業の進捗及び推進についての連絡・調整を行います。各部署間の情報共有を図り、連携して事業を推進します。	
4年後の目標	教育委員会全体において、「佐倉学」に関する事業を総合的な視点から円滑に推進し、「佐倉学」のより効果的な事業実施を目指します。	

No. 4

【指導課】

事業名	◎ 学校教育における佐倉学の推進				〔重点事業〕
事業内容	全小中学校において、教育課程の中に佐倉学を位置付け、教科等で実践します。佐倉学の資料として、佐倉学副読本を小中学校で活用することにより、子ども達に郷土を愛する心を育てます。佐倉学研修会を開催し、佐倉学への理解促進を図ります。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	教育課程における佐倉学の授業実践	教育課程における佐倉学の授業実践	教育課程における佐倉学の授業実践	教育課程における佐倉学の授業実践	
	佐倉学副読本「ふるさと佐倉の歴史」等を活用した佐倉学の推進				
	佐倉学の道徳副読本等を活用した道徳の充実				
	佐倉学研修会	佐倉学研修会	佐倉学研修会	佐倉学研修会	
取組指標	佐倉の歴史や自然に興味があると回答する児童生徒の割合				
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)		
	60%		70%※		
4年後の目標	佐倉学を一層充実させ、ふるさと佐倉に愛着を持ち、佐倉の歴史や自然に対する、児童生徒の興味・関心を高めることを目指します。				

※市内全校で「佐倉学」に取り組み、児童生徒の興味を26年度末よりも高めることを目指します。

施策（5）「佐倉学」の推進をはかります

No. 5

【社会教育課】

事業名	◎ 社会教育における佐倉学の推進 〔重点事業〕				
事業内容	社会教育事業として、公民館、図書館等の各施設を活用し、「佐倉学」に関する事業を実施します。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	内容の検討 ↓ 講座の調整	内容の検討 ↓ 講座の調整	内容の検討 ↓ 講座の調整	内容の検討 ↓ 講座の調整	
	学習機会と場の提供				
取組指標	佐倉学事業参加人数				
	【参考】26年度末の状況			31年度末の目標(値)	
	3,848名			3,900名※	
4年後の目標	佐倉の特色である歴史、文化、自然等の学習機会を提供することで郷土への関心を喚起し、郷土愛を育むことを目指します。				

※佐倉学講座の充実を図り、参加者人数の増を目指します。

No. 6

【公民館】

事業名	佐倉学に関する公民館主催事業 〔通常事業〕				
事業内容	各公民館で地域に合った佐倉学入門講座・専門講座・体験講座、佐倉・城下町400年記念事業（～平成29年度）等を行います。 また、佐倉学に関連する事業としては、中央公民館の市民カレッジ歴史コース、和田公民館歴史民俗資料館展示、根郷公民館の根郷寿大学(佐倉の歴史)・根郷探訪、志津公民館のしづ市民大学しづ学入門等を行います。				
4年後の目標	各公民館で特色を活かした事業を実施し、地域への理解を深め、郷土愛を育むことを目指します。				

③地域教材を活用した学習の推進

No. 7

【指導課】

事業名	◎ 学校教育における佐倉学の推進（再掲）※			〔重点事業〕	
-----	-----------------------	--	--	--------	--

※事業内容等、施策（5）のNo.4を参照ください。

基本方針3

郷土への愛着を育み、進取の精神による新しい文化の創造をめざす

施策(6) 新たな佐倉の魅力の発見と、芸術文化の普及をはかります

① 新たな学ぶ意欲の喚起

② 歴史文化資産の保全活用

③ 歴史的建造物の保全・整備

④ 芸術・文化活動の充実

施策(6) 新たな佐倉の魅力の発見と、芸術文化の普及をはかります

【現状と課題】

佐倉教育ビジョンでは、「新たな佐倉の魅力の発見、芸術文化の普及」を基本施策の一つに位置付け、「※1佐倉・城下町400年記念事業」などを実施することにより、様々な方向から佐倉に関する情報を提供してきました。佐倉には、国指定文化財の本佐倉城跡や井野長割遺跡、※2旧堀田邸・庭園のほか、県指定文化財の※3旧佐倉順天堂や※4旧河原家住宅など、市の歴史を伝える資産があり、保全や活用を図ってきました。

これらの文化財や歴史文化資産などについて、市民の貴重な財産としてその価値を市民へ周知するとともに、活用方法を検討し、新たな佐倉の魅力の発見につなげていくことが必要です。

※1. 佐倉・城下町400年記念事業：1610年に土井利勝が佐倉城主となり、1611年から佐倉城の築城を開始し1618年に完成した。佐倉城築城と城下町の整備を始めてから、2010年で400年となることから、2010年を初年度に2017年まで、「歴史のまち佐倉」の原点のひとつとして、様々な事業を実施することにより、市民の愛着を深めるための事業。

※2. 旧堀田邸・庭園：最後の佐倉藩主堀田正倫の別邸として、明治23年7月に竣工した。現存している建物には、主屋・土蔵・門番小屋・茅門がある。主屋には失われている部分もあるが、その間取りに近世大名住宅の形式を引き継ぎつつ、近代の新しい生活に併せた部分もみることができ、明治期における上級和風住宅の特色を良く残している。このような明治期における和風建築と庭園が共に残された華族（旧大名）邸宅の遺例は、全国的にも稀少であり、平成11年から一般公開を行っている。
〔平成18年7月5日国指定重要文化財（旧堀田家住宅）〕
〔平成27年3月10日国指定名勝（旧堀田正倫庭園）〕

※3. 旧佐倉順天堂：天保14年（1843）に佐倉藩主堀田正睦（当時は正篤）により佐倉に招かれた蘭方医佐藤泰然が開いた蘭方医学の病院と塾である。当初は現在地の向側で開業したが、安政5年（1858）に現在地に新築された。明治初年頃と大正12年に増築・修理が行われた建物は、昭和60年から佐倉順天堂記念館として一般公開されている。〔昭和50年3月28日県指定史跡〕

※4. 旧河原家住宅：建築年代は不明であるが、建築様式などから18世紀後半と推定され、佐倉に残されている武家屋敷の中では最も古いものと考えられている。平成元年に解体した上で移築復原整備が行われ、この時に失われていた接客部分が、弘化2年（1845）の「河原喜右衛門江屋敷相渡帳」などの調査結果に基づいて復元され、平成2年から一般公開を行っている。
〔昭和60年3月8日県指定有形文化財〕

【今後の方向性】

市民や子どもたちが郷土愛を育めるよう、歴史・自然・文化などの佐倉の持つ魅力に触れる機会を設けます。市内の文化資産を活用して、新たな佐倉の魅力を発見できるよう、情報発信のほか各種講座及び展覧会を開催します。

また、市内の教育文化施設及び大学等の教育機関との連携や活用によって、市民の芸術・文化・科学分野などへの関心を高めるとともに、異文化理解などをとおして国際的な感覚を磨き、多才な人材の育成を目指します。

施策（6）新たな佐倉の魅力を発見と、芸術文化の普及をはかります

《 主な取組 》

①新たな学ぶ意欲の喚起

No. 8

【文化課】

事業名	◎ 文化財普及活動の推進 〔重点事業〕			
事業内容	文化財や歴史文化資産を周知するため、各種の普及事業を実施します。 文化財施設を整備し後世に伝えるとともに、内容・情報発信を工夫し、佐倉市の歴史や文化を市内外に広めます。			
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	普及事業の開催、各種講座への講師派遣			
	リーフレット発行	リーフレット発行	リーフレット発行	リーフレット発行
	説明板設置	説明板設置	説明板設置	説明板設置
	文化財施設修繕	文化財施設修繕	文化財施設修繕	文化財施設修繕
取組指標	見学会、文化財施設の特別公開、講演会、講座等の参加人数			
	【参考】26年度末の状況 年間2,404名		31年度末の目標(値) 年間2,500名※	
4年後の目標	文化財や歴史文化資産を周知し、理解・関心のある市民の増加を目指します。			

※前期計画の年間2,000人参加の目標は達成したため、更なる参加人数増により、文化財の普及を目指します。

No. 9

【文化課】

事業名	オランダとの国際理解の促進 〔通常事業〕
事業内容	佐倉日蘭協会で開催している、オランダと佐倉の小学生の交流、オランダ語講座、講演会等、市民がオランダを身近に感じ、国際理解を推進するための各種事業の活動に対し、支援を行います。
4年後の目標	国際理解・交流事業の継続と内容の充実を目指します。

②歴史文化資産の保全活用

No. 10

【文化課】

事業名	◎ ※1 市民文化資産の保全と活用 〔重点事業〕			
事業内容	「市民文化資産」について、運用委員会により調査・審議を行い、選定します。 また、保全活用に資するため、リーフレット配布等の周知活動を実施します。			
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	市民文化資産 周知活動	市民文化資産 周知活動	市民文化資産 周知活動	市民文化資産 周知活動
	市民文化資産 運用委員会 調査・審議・選定	市民文化資産 運用委員会 調査・審議・選定	市民文化資産 運用委員会 調査・審議・選定	市民文化資産 運用委員会 調査・審議・選定
取組指標	選定累計件数			
	【参考】26年度末の状況 11件		31年度末の目標(値) 16件※2	
4年後の目標	市民文化資産制度が広く周知・理解され、市民が誇りを持つことのできる共通の財産として、市民文化資産としての選定数も増加するとともに、所有者の努力や市民の協力によって保全と活用が促進され、確実に将来に引き継がれていくことを目指します。			

※1. 市民文化資産：市では、地域住民に長く保護され、継承されてきた各地域の個性を表す歴史、文化及び自然に係る資産を「市民文化資産」として選定している。

※2. 毎年1件新規の市民文化資産を選定し、各地域の文化資産が継承されていくことを目指します。

No. 11

【文化課】

事業名	◎ ※1井野長割遺跡の保全・整備と活用 [重点事業]			
事業内容	国指定史跡としての適切な維持管理を行います。 整備検討委員会を開催し、史跡の保存整備について検討を進めます。 学校や市民大学等への講師派遣や、普及活動を実施します。			
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	草刈・樹木剪定等、適切な維持管理の実施			
	整備検討委員会	整備検討委員会	整備検討委員会	整備検討委員会
	講師派遣	講師派遣	講師派遣	講師派遣
	普及事業実施	普及事業実施	普及事業実施	普及事業実施
	公開準備			
取組指標	講師派遣を含む普及活動の実施回数			
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)	
	年9回		年10回※2	
4年後の目標	史跡整備の検討を進めるとともに、普及活動の充実により、理解が深まることを目指します。			

※1. 井野長割遺跡：現在の井野小学校の周辺に広がる縄文時代後・晩期の遺跡。昭和40年代に小学校の建設及び増築に先だって発掘調査が実施され、その後も数度の調査が行われている。

[平成17年3月2日国指定史跡]

※2. 史跡指定10周年記念事業を実施した26年度同様の普及活動を実施し、史跡の周知・普及を目指します。

No. 12

【文化課】

事業名	※本佐倉城跡の保全・整備と活用 [通常事業]	
事業内容	国指定史跡としての適切な保存・整備を行います。整備に当たっては、史跡を共有する酒々井町と共同で整備検討委員会を開催し、実施します。 また、周知・普及のため、酒々井町と共同で見学会を実施します。	
4年後の目標	酒々井町と共同で、史跡整備の検討を進めるとともに、普及活動の充実により、理解が深まることを目指します。	

※本佐倉城跡：本佐倉城は、文明16年(1484)頃から天正18年(1590)まで、千葉氏の本拠地とされた城郭。この城跡の大部分は、現在酒々井町に含まれているが、北西部の一部は佐倉市になっている。その保存状態は良好であり、今でも壮大な土塁や空堀が残されている。

[平成10年9月11日国指定史跡]

No. 13

【文化課】

事業名	埋蔵文化財と歴史民俗資料の保全・活用 [通常事業]	
事業内容	市内遺跡から出土した埋蔵文化財や、民具等の歴史民俗資料の保全・整理を行います。 更に、学校や市民カレッジ等への講師派遣や、遺跡見学会・出土品展示等の普及啓発事業を開催する中で、埋蔵文化財と歴史民俗資料を活用していきます。	
4年後の目標	埋蔵文化財等の保全・整理や調査研究を進めるとともに、埋蔵文化財と歴史民俗資料を活用し、佐倉の歴史文化の周知・普及を目指します。	

③歴史的建造物の保全・整備

No. 14

【文化課】

事業名	歴史的建造物の保全・整備と活用	〔通常事業〕
事業内容	市内各地区の建造物基本調査に基づき市内の歴史的建造物の計画的な保護を進めます。	
4年後の目標	調査結果と景観計画（都市部都市計画課所管）に基づく歴史的建造物の詳細調査、指定・登録等の保全整備策の推進を目指します。	

No. 15

【文化課】

事業名	※登録有形文化財制度の周知と活用	〔通常事業〕
事業内容	市独自の登録有形文化財制度を市民に広くお知らせするとともに、制度を有効に利用し、所有者等市民の協力を得て、歴史的な景観の保全に寄与する歴史的建造物の保護と活用を推進します。	
4年後の目標	登録文化財の増加により、文化財保護と歴史的景観保全の推進を目指します。	

※登録文化財制度：歴史的建造物を残していくための制度で、文化財としての価値を再認識し、積極的に活用していくことを目的とする市独自の制度。
建物を維持するための修理修繕に対して補助金が交付される。

④芸術・文化活動の充実

No. 16

【文化課】

事業名	芸術・文化の普及促進	〔通常事業〕
事業内容	佐倉市の芸術文化に関する情報誌「風媒花」を発行します。 名作映画上映会「キネマの夕べ」、市役所ロビーを利用した「ロビーコンサート」を定期的に開催します。 文化団体連絡協議会などの芸術文化団体の支援を行います。	
4年後の目標	「風媒花」の発行、「キネマの夕べ」の開催、ロビーコンサートの開催を継続し、内容の充実を目指します。	

No. 17

【文化課】

事業名	大学機関等との連携	〔通常事業〕
事業内容	佐倉市と学校法人女子美術大学との連携協働に関する協定に基づき、教育・文化の振興と発展、人材育成に資する連携事業を実施します。また、まちづくりや市民生活の中に連携協働が活かせる取組みを支援します。	
4年後の目標	歴史的なつながりによる連携を教育・文化の振興と発展や人材育成に活かしていきます。また地域社会や市民生活の中に息づく形で芸術文化を普及することを目指します。	

No. 18

【市民音楽ホール】

事業名	自主文化事業	〔通常事業〕
事業内容	クラシック音楽を中心に世界一流の演奏家や日本を代表する演奏家などを招聘し、オーケストラ、室内楽、ピアノ、声楽など様々な公演を提供します。 また、市民音楽団体の育成、音楽関係公演への共催や協力、市民参加による各種フェスティバルなどを実施します。	
4年後の目標	集客力のさらなる向上を図り、自主文化事業の入場者を増加させ、広く芸術文化の振興を目指します。 (自主文化事業入場者数…H26実績17,771名→H31目標18,000名)	

No. 19

【美術館】

事業名	企画展の開催 〔通常事業〕
事業内容	国内外の優れた作品を紹介するとともに、佐倉ゆかりの作家に関連した美術を紹介し ます。 また、佐倉学の一環としても地域の作家を掘り起こすとともに、国内外の優れた美術作 品、現代美術の動向など美術の多様性に対応した幅広い内容の企画展を開催します。 また、地域に根付く身近な教育機関として様々なアプローチを行い、美術に関する情 報を収集・発信します。
4年後の目標	市民の芸術文化に対する理解を深め、郷土への愛着を育むとともに、芸術文化の振興 と個性ある創造的な人づくり・まちづくりに寄与することを目指します。 (企画展入場者数…H26実績14,357名→H31目標15,000名)

No. 20

【美術館】

事業名	文化活動の発表の場の提供 〔通常事業〕
事業内容	地域の芸術文化活動の発表の場として、市民が美術館のギャラリーやホールを利用し やすいよう、優先的に受け付ける工夫をします。また、施設の維持管理を適切に行い、利 用者が展覧会などの催しを安全に安心して開催できるよう、美術館を運営します。
4年後の目標	美術館利用者や来館者に対して、快適で満足度の高い施設空間を提供し続けます。 その結果、市民が芸術文化に親しめる身近な施設として、安定的に多くの方に利用され るとともに、地域の文化活動が一層活発になることを目指します。

基本方針4

教育環境を整え、多様な学習機会の提供をめざす

施策（7）安心して学べる教育環境の整備をはかります

①学校の施設整備の推進

②学校の教育環境の整備

③通学路の安全の確保

施策（7）安心して学べる教育環境の整備をはかります

【現状と課題】

佐倉教育ビジョンでは、「安心して学べる教育環境の整備」を基本施策の一つに位置付け、学校環境の整備を推進してきました。

平成20年3月に佐倉市が策定した^{※1}「佐倉市耐震改修促進計画」を基に、学校については、平成27年度までに校舎・体育館の耐震改修を行いました。

児童生徒の安全を守るとともに、学校施設は災害時の避難所に指定されていることから、施設の安全確保を一層推進する必要があります。

しかし、建築してから年数が経過している学校施設が多いことから、学校の維持補修や運動場の整備、施設設備のバリアフリー化なども課題となっています。

また、学校施設への不審者の侵入に対する対応や、通学路における児童生徒の安全確保などについても対策が求められています。

この他、東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力事故により拡散した放射性物質の問題は、完全に解消したとは言えません。

佐倉市では、「佐倉市放射性物質除染計画」に基づき、継続して子どもの生活圏における基準を超えた放射線量が発見された場合は、土砂の除去等を実施します。

※1. 佐倉市耐震改修促進計画：平成18年1月に改正施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、国の方針や「千葉県耐震改修促進計画」を勘案し、災害に強いまちづくりを進めるため平成20年3月に、佐倉市が策定した計画。市内の既存建築物の耐震化に向けた施策を計画的に進めることによって、地震による建築物の倒壊被害から市民の生命・財産を守ることを目的として定めた。

【今後の方向性】

市民や子どもたちが生涯を通じて、安心して学ぶことができる環境づくりは不可欠です。

学校施設の耐震改修が完了した以降についても、地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために、体育館屋根落下防止対策等を実施します。

また、学校施設の維持・補修については随時実施するとともに、大規模な改修や体育館・グラウンドの改修などについても、計画的な整備を進めます。

放射能除染対策については、「佐倉市放射性物質除染計画」において、幼稚園及び小中学校等が優先して除染を実施する施設とされており、佐倉市独自で定めた基準線量を超えた幼稚園（私立含む）の園庭、小中学校グラウンドについて除染対策を実施するとともに、市内全ての幼小中学校施設について、引き続き、モニタリング調査を継続します。

更に、通学路における児童生徒の安全確保のため、地域ボランティアとの連携を図るとともに、警備業者への委託と教育委員会職員によるパトロールを実施します。

今後とも、子どもたちが安全かつ安心して学習ができるように教育環境の整備充実に努めます。

《主な取組》

①学校の施設整備の推進

No. 1

【教育総務課】

事業名	◎ 小中学校施設的环境整備				[重点事業]
事業内容	<p>建築基準法の旧基準(昭和56年以前)により建設された、小中学校校舎及び体育館の改築及び耐震補強工事を平成27年度までに完了させた以降において、さらに安全な施設を確保するため、体育館屋根等落下防止対策を進めます。</p> <p>また、老朽化した施設設備の更新を行います。</p>				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
取組指標	学校施設において必要とされる体育館屋根落下防止対策実施校				
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)		
	—		4校		
4年後の目標	教育施設の安全性を向上させ、安全・安心な教育環境と避難所の確保を目指します。				

No. 2

【教育総務課】

事業名	幼稚園園庭、小中学校グラウンド等の放射性物質除染対策	[通常事業]
事業内容	<p>子どもたちが幼稚園・学校で安心して活動できるよう、佐倉市放射性物質除染計画に基づき、佐倉市独自の基準線量を超えた施設の放射能除染対策を実施します。</p> <p>園児・児童・生徒が日常的に活動する市立幼稚園、小中学校のグラウンド及び砂場の放射線量を測定し、基準線量を超えた場合は除染を実施します。</p>	
4年後の目標	学校施設において、放射線基準線量を超えることなく、安心して活動できる環境の確保・継続を目指します。	

No. 3

【教育総務課】

事業名	小中学校グラウンドの整備	[通常事業]
事業内容	<p>経年による砂塵堆積等により凹凸のできた小中学校のグラウンドにおいて、土砂を補充して表面が平坦になるよう、整備します。</p> <p>また、表面排水の確保及び砂塵の飛散防止により、学校環境と学校周辺の生活環境の改善を図ります。</p>	
4年後の目標	計画的にグラウンド整備を実施し、良好な学校環境の確保・継続を目指します。	

②学校の教育環境の整備

No. 4

【学務課】

事業名	小中学校教育の振興	[通常事業]
事業内容	<p>学校における教材備品や教職員の研修図書を整備します。</p> <p>また、理科等の授業で使用する薬品の処理及び顕微鏡の点検を行います。</p>	
4年後の目標	教材備品等を整備することにより、学習指導要領に則した教育を、効果的・効率的に実施できる環境づくりを目指します。	

施策（7）安心して学べる教育環境の整備をはかります

No. 5

【学務課】

事業名	小中学校コンピュータ利用教育の推進 〔通常事業〕
事業内容	各学校において、授業及び校務に使用するパソコン機器の整備を行います。さらに、各学年、各教科で活用できるようにソフトウェアの充実を図ります。
4年後の目標	小中学校にパソコン機器等を整備し、児童生徒がパソコンを活用できる学習環境の整備・充実を目指します。

③通学路の安全の確保

No. 6

【学務課】

事業名	◎ 通学路の安全確保 〔重点事業〕				
事業内容	児童生徒の登下校時の交通安全の確保を図るとともに、不審者対策を推進します。スクールガードボランティア団体と連携を図るとともに、警備業者委託による登下校時の巡回パトロールや教育委員会事務局職員による専用車(青パト:青色回転灯装備車)を用いた下校時の巡回パトロールを実施します。				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	市域を5地区に分割し、巡回警備業務委託	市域を5地区に分割し、巡回警備業務委託	市域を5地区に分割し、巡回警備業務委託	市域を5地区に分割し、巡回警備業務委託	
	事務局職員による巡回警備	事務局職員による巡回警備	事務局職員による巡回警備	事務局職員による巡回警備	
	ボランティアとの連携	ボランティアとの連携	ボランティアとの連携	ボランティアとの連携	
取組指標	事務局職員による通学路パトロール回数(延/年)				
	【参考】26年度末の状況		31年度末の目標(値)		
	200回		200回※(4地区各50回)		
4年後の目標	スクールガードボランティアとの連携を図り、巡回パトロールを実施することで、児童生徒が安心して登下校できる環境づくりを目指します。				

※学校稼業日において、毎日のパトロール実施を目指します。

基本方針4

教育環境を整え、多様な学習機会の提供をめざす

施策(8) 様々な場面で市民が学ぶことのできる機会の提供をはかります

①生涯学習の推進

②社会教育施設の整備の推進

施策(8) 様々な場面で市民が学ぶことのできる機会の提供をはかります

【現状と課題】

佐倉教育ビジョンでは、「市民が学ぶことのできる機会の提供」を基本施策の一つに位置付け、社会教育施設等において、各事業を展開してきました。

歴史や自然、芸術文化、スポーツなど、市民が行う学習活動の範囲は多岐にわたっています。

そのため、学習環境の整備や学級・講座の開催など、様々な機会や場所を提供することが求められています。

また、学校施設と同様に、市民が学習活動を行う社会教育施設の安全確保も必要であるため、施設整備に関する地域からの要望も聴きながら、計画的な整備・検討を進めていく必要があります。

【今後の方向性】

様々な教育活動を行っている各種団体への支援や、公民館等の社会教育機能の充実を図るとともに、地域の団体、高校や大学等と連携し、市民が学ぶための様々な機会の提供に努めます。

また、社会教育施設のうち改修・改築が必要な施設については、計画的な整備・検討を進めるとともに、学習環境の整備に努めます。

施策（8）様々な場面で市民が学ぶことのできる機会の提供をはかります

《 主な取組 》

①生涯学習の推進

No. 7

【臼井公民館】

事業名	◎ コミュニティカレッジさくら・さくら学び塾の運営 (再掲) ※	[重点事業]
-----	-------------------------------------	--------

※事業内容等、施策（1）のNo.24を参照ください。

No. 8

【社会教育課】

事業名	※学校開放の推進	[通常事業]
事業内容	学校のスポーツ開放、遊び場開放、学習開放を行います。	
4年後の目標	施設の利用環境を整え、より多くの市民に利用され、市民の健康増進、情操の涵養及び教養の向上に寄与することを目指します。	

※学校開放：学校開放の種類には、小中学校の体育館並びに中学校のプール及び校庭を開放するスポーツ開放、小学校の校庭を開放する遊び場開放、小中学校の体育館及び教室を開放する学習開放がある。

No. 9

【社会教育課】

事業名	社会教育における人権教育の推進	[通常事業]
事業内容	人権教育講座の実施と、住民交流や人権教育を図る場として設置している地域交流施設の維持・管理を行います。	
4年後の目標	人権教育講座の受講者の増加と、地域交流施設を拠点とした住民交流と人権教育の一層の活性化を目指します。	

No. 10

【社会教育課・図書館等】

事業名	社会教育における平和教育の推進	[通常事業]
事業内容	終戦の日に合わせて図書館のコーナー等に平和・戦争に関連する書籍を可能な範囲で配架します。また、市民の行う平和事業に対して後援を行い、社会教育における平和教育の推進に努めます。	
4年後の目標	市民の方が平和について考える機会を提供し、平和学習に係る支援の継続を目指します。	

No. 11

【社会教育課】

事業名	生涯学習情報の提供	[通常事業]
事業内容	生涯学習情報誌「我ら学び隊」「さくらあそび場百科じてん」を発行します。 ・佐倉市民、市内の子ども(主に小学生以下の児童を対象とする)を対象とした市及び市内文化施設等が実施する講座、イベント等事業の紹介 ・社会教育課HPへの掲載	
4年後の目標	学習機会、学習施設等に関する情報の提供の充実を目指します。	

No. 12

【公民館】

事業名	公民館における学習の場の提供	[通常事業]
事業内容	地域における※生涯学習の需要に総合的に応える社会教育施設として、公民館が多様な学習や集会の場の提供を行います。	
4年後の目標	生涯学習の場と団体情報を提供し、公民館が生涯学習と地域活動の拠点となることを目指します。	

※生涯学習：人々が生涯にわたり、主体的に続ける学習活動のこと。

社会教育：学校教育以外の社会において行われる教育活動。学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

No. 13

【美術館】

事業名	教育普及事業（アート・プロジェクト、コンサート等）	[通常事業]
事業内容	アートプロジェクト事業として行う、対話による美術鑑賞プロジェクト「ミテ・ハナソウ」では、ボランティアの「鑑賞コミュニケーター」とともに活動を行っていきます。 また、月1回開催しているミュージアムコンサートや、ホームページ、印刷物、各種メディアを通じて美術館の活動や芸術・文化の情報を発信します。	
4年後の目標	ボランティア等に参加した市民が、主体的に美術館とかかわることができる事業の展開を目指します。	

②社会教育施設の整備の推進

No. 14 <平成28年度をもって事業終了>

【社会教育課】

事業名	志津公民館の整備	[通常事業]
事業内容	平成27年度に志津公民館等複合施設として新築・開館したことに伴い、旧志津公民館の解体工事を実施します。	
1年後の目標	旧志津公民館を解体し、志津公民館整備事業を完了させます。	

No. 15

【社会教育課】

事業名	◎ 佐倉図書館の整備				[重点事業]
事業内容	老朽化した佐倉図書館の整備について、関係部局との調整・協議をもとに、整備の検討を進めます。 (関係部局との調整・協議を整え、可能な限り、整備計画決定の早期化を図ります。)				
事業展開 (工程表)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	関係部局との調整・協議、整備検討	関係部局との調整・協議、整備検討	関係部局との調整・協議、整備検討	関係部局との調整・協議、整備計画決定	
取組指標	関係部局との調整・協議による整備計画決定				
	【参考】26年度末の状況			31年度末の目標(値)	
	—			100%※	
4年後の目標	利用者のニーズに合う、関係部局との調整・協議を踏まえた佐倉図書館の整備計画を目指します。				

※関係部局との調整・協議による整備検討を進め、整備計画を定めます。

施策（8）様々な場面で市民が学ぶことのできる機会の提供をはかります

No. 16

【社会教育課】

事業名	学校開放プール施設の整備	〔通常事業〕
事業内容	プール開放のため、根郷中学校プール(プール開放対象校)設備の維持管理を行います。	
4年後の目標	安心・安全に使用できるよう定期的な設備の点検に努め、施設不具合で休止することなく、市民の健康増進と教育の向上に資することを目指します。	

No. 17

【美術館】

事業名	美術館施設の整備	〔通常事業〕
事業内容	美術館の施設・設備の適正な機能維持に努めます。 また、計画的に施設・設備の整備、補修などを実施します。	
4年後の目標	計画的に施設設備を改修し、作品を良好に保つとともに、施設不具合で休館することなく、施設利用者に安全快適な施設環境を提供し続けることを目指します。また、空調設備、照明機器の交換改修により光熱水費、特に消費電力の削減を目指します。	

No. 18

【図書館】

事業名	図書館電算管理運営整備	〔通常事業〕
事業内容	平成30年3月に更新をした図書館システムの安定稼働のため、機器等の賃貸借、システムソフト保守等を行い、円滑な図書館サービスの提供を実施します。	
4年後の目標	図書館システムの運営整備により、安定した利便性の高い図書館サービスの提供・維持を目指します。	

No. 19

【市民音楽ホール】

事業名	市民音楽ホール施設の整備	〔通常事業〕
事業内容	市民音楽ホールの施設・設備の適切な機能維持に努めます。 また、計画的に施設・設備の整備、改修を実施します。	
4年後の目標	施設・設備の不具合等に起因して公演中止となることがないようにし、安全で快適な施設環境を市民に提供します。	

1 将来人口、児童・生徒数等の推計

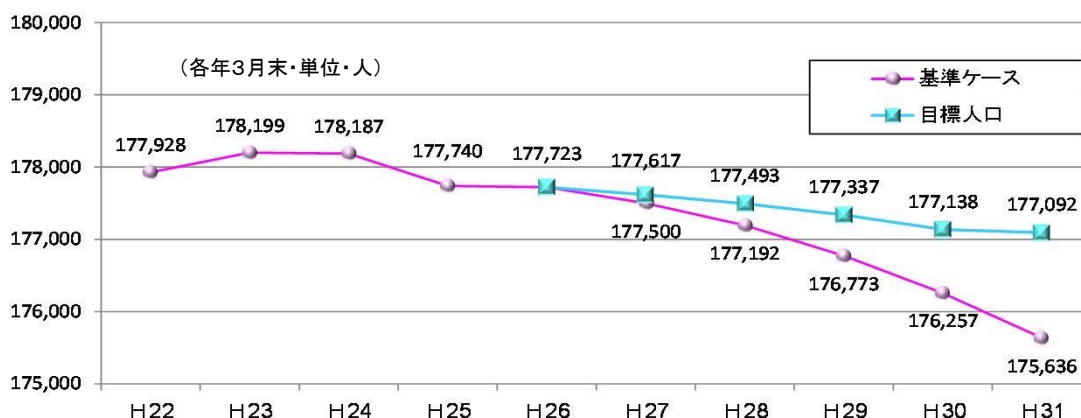
【将来人口の見通し】

(佐倉市総合計画・後期基本計画より)

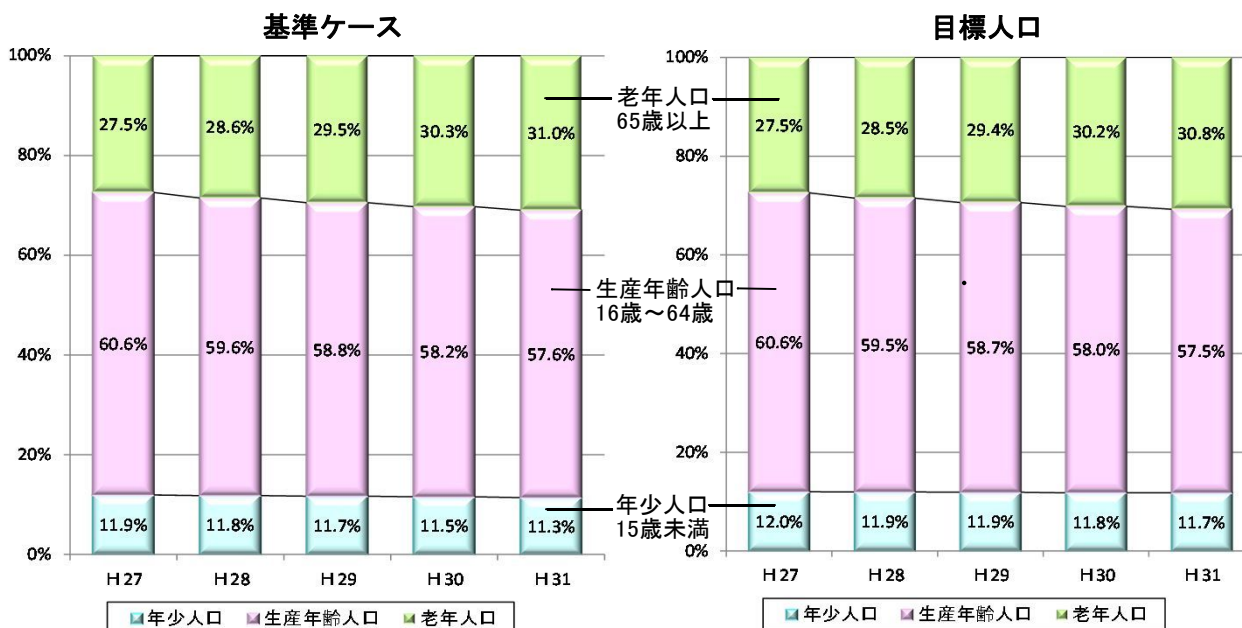
【基準ケース】…平成26年度までの人口推移が継続したケース。

【目標人口】…佐倉市人口ビジョン(平成27年10月策定)において、出生や転出入に対し施策の効果が最も有効に働いたケース。平成31年度に20～30代の転出超過がゼロに、平成72年度(2060年)に合計特殊出生率が2.38まで段階的に上昇する仮定。

総人口の今後の推移



年齢3区分別人口構成比の今後の推移



【児童数・生徒数、学級数の推計】

(学務課 推計:平成30年10月1日)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
児童 生徒数	普通学級	8,458	4,215	8,304	4,203	8,296	4,048	8,227	4,213
	特別支援学級	190	79	185	89	209	91	165	63
学級数	普通学級	305	132	301	132	298	129	294	132
	特別支援学級	48	23	47	24	51	23	51	23

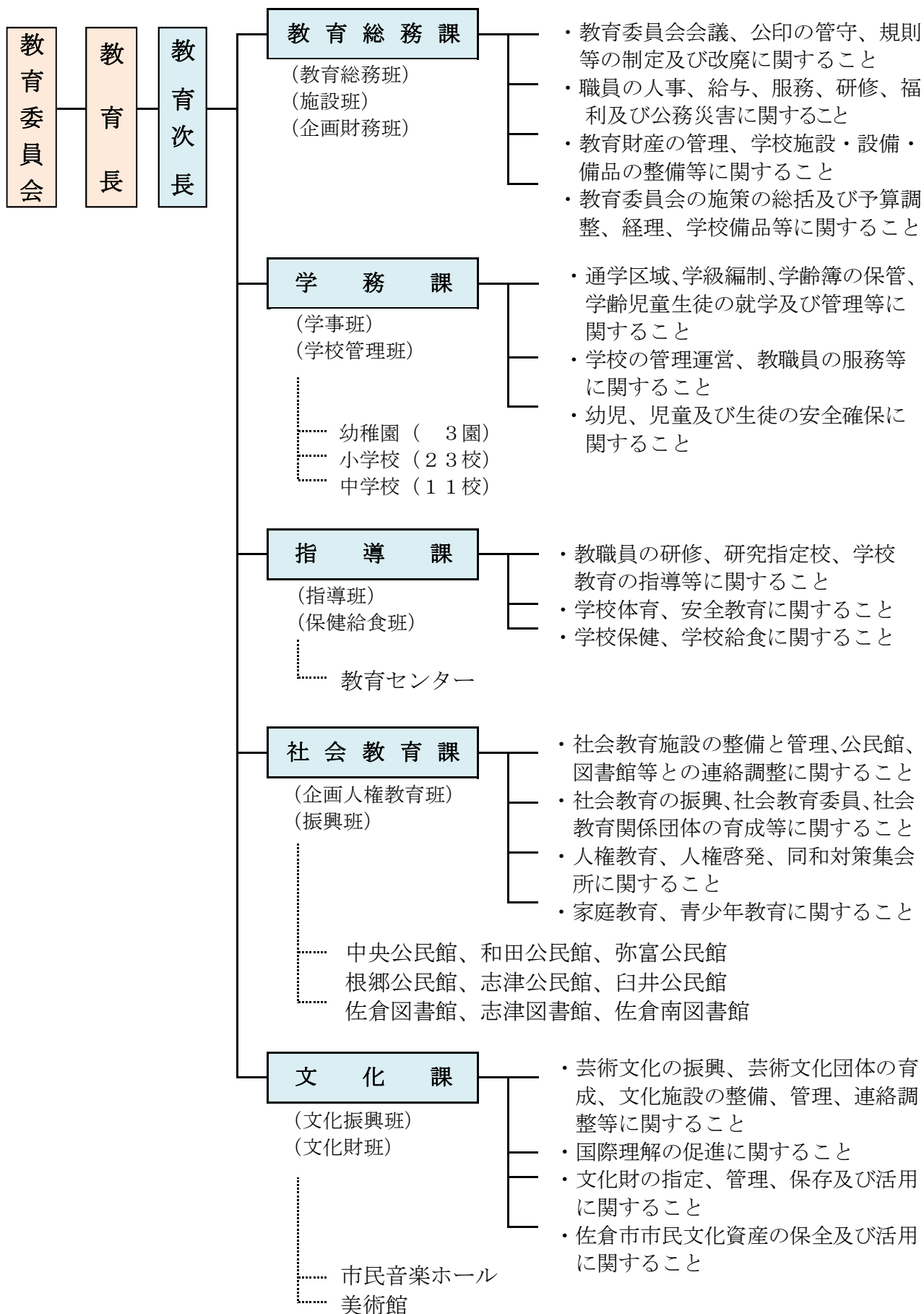
(単位・人)

(単位・学級)

※平成28年度から30年度までは実績値、31年度は推計値。基準日はいずれも10月1日現在。

2 教育委員会組織 及び 主な事務分掌

平成31年3月31日現在



3 地方教育行政に関する諸法律の概要（全国市町村教育委員会連合会編：教育委員必携抜粋等）

1 地方教育行政に関する諸法律の大別

- (1) 基本事項に関するもの
- (2) 教育行政の組織に関するもの
- (3) 教職員の身分取扱いに関するもの
- (4) 教育行政作用に関するもの
 - ア 生涯教育に関するもの
 - イ 学校教育に関するもの
 - ウ 社会教育に関するもの
 - エ 文化に関するもの
 - オ 行政・一般共通に関するもの
- (5) 教育費に関するもの

2 基本事項に関するもの

(1) 日本国憲法

憲法はいうまでもなく、我が国の国政の基本構造を確立し、基本理念を示したものであるから、教育行政にあってもその基本にのっとって行われなければならないことは言うまでもない。

その中で最も直接的な規定は26条で、すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有すること、及びその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うこと、義務教育はこれを無償とすることがうたわれている。

これ以外にも法の下での平等の原則（14条）、公務員の選定罷免権等（15条）、思想及び良心の自由（19条）、信教の自由（20条）、学問の自由（23条）、生存権（25条）、勤労の権利義務（27条）、勤労者の団結権（28条）、公の財産の用途制限（89条）、地方自治（92～94条）等関係の深い規定がある。

(2) 教育基本法（平成18年法律第120号）

教育基本法は、憲法の理念と精神にのっとり、我が国の教育の基本方針を示すものとして制定されたものである。

この法律の下に構築された我が国の教育制度は、国民の教育水準を向上させ、我が国の社会の発展の原動力となるなど、大きな役割を果たしてきた。

平成18年には、昭和22年の制定以来、初めての改正が行われ、改正前の教育基本法に規定されている普遍的な理念は継承しつつも、教育の現状と課題を踏まえて、将来の教育を展望し、今日重要と考えられる教育の理念と原則が明らかにされた。

同法は、「第一章 教育の目的及び理念」（第一条～第四条）、「第二章 教育の実施に関する基本」（第五条～第十五条）、「第三章 教育行政」（第十六条・第十七条）、「第四章 法令の制定」（第十八条）からなる全18条の法律である。

このうち、教育行政については、第16条に規定されている。同条は、教育行政のあり方、役割を示すものであり、教育が一部の勢力の利益のためではなく、中立的に行われなければならないという原則を示した上で、国、地方公共団体それぞれの責務を規定するとともに、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならないことについて規定している。

3 教育行政の組織に関するもの

(1) 地方自治法 (昭和22年法律第67号)

この法律は地方公共団体の組織及び運営の基本法であるが、地方教育行政についても地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている事項を除いては、この法律によって運営されることとなる。例えば、教育委員会が担当事務を管理し執行するに当たり議会の議決を要する事項については、議決を経なければならないが、条例の定めに従って管理執行すべき事務については、条例の制定をまたなければならない。

地方自治法は議会については、地方公共団体の長が執行機関相互の意見をとりまとめ議案を提出することを定めている。

また、議案を提案する前にはあらかじめ教育委員会の意見を聴くべきものとしてある。その他議会は広範な調査権を有するとともに、教育委員会の事務の管理執行について、検査し、委任事務について説明を求め、意見を述べるができることとされている。

なお、議会がその職務を行うに当たり、教育委員会の教育長、その他の職員は議長の求めにより議場へ説明のため出席しなければならないことも規定されている（自治法121条）。

その他教育委員会と長とは相互に事務の委任を行うことができ、補助執行をそれぞれ相手方の補助職員に求めることができるほか、長の補助職員を教育委員会の事務局職員に兼務させ、又は、事務に従事させうる等の措置が講ぜられる（自治法180条の3）。

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)

地方教育行政の組織及び運営の基本を定めたものであり、教育委員会の設置、委員、会議、教育長及び事務局について定めるほか、教育委員会と地方公共団体の長の職務権限、学校その他の教育機関の設置、管理及びその職員の身分取扱い、文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等について規定されている。

地方公共団体における教育行政の組織及び運営は、地方公共団体全体の組織及び運営の一部分を構成するものであるが、地方公共団体の組織、運営に共通して定められる事項は地方自治法に規定されている。したがって、地方教育行政は、本法及び地方自治法の一般規定との総合の上に成り立つものである。

平成27年4月1日、地方教育行政の責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図り、教育委員会制度の改正のため、法改正が行われた。

4 教職員の身分取扱いに関するもの

(1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号)

この法律は地方公共団体の公務員の身分取扱いに関する最も基本的な法律であって、その職員の職を一般職と特別職に分類し、一般職の職員の身分取扱いについて規定している。

すなわち、平等取扱の原則、情勢適応の原則をはじめ任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、厚生福利制度、公務災害補償、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に対する審査請求、職員団体等に関して所要規定を設けている。

また、人事制度の適正な運用を図るための特殊な機関としての人事委員会、公平委員会の設置、権限等について規定している。

なお、公立学校の教職員は、もちろんこの法律の適用を受けるが、さらにその職務の特殊性から教育公務員特例法が設けられてその適用を受けている。

(2) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)

本法は、その名を示すごとく勤労条件の最低基準を定めた法律であって、地方公務員についても一部の規定を除いて全面的に適用がある。

総則的事項、労働契約貸金、労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇、安全及び衛生、女子及び年少者の特例、労働災害補償、監督機関等について規定する。

ただ、公務員の特質にかんがみ労使対等の原則に立脚した規定は適用がない。労働基準法の規定に適用がある結果、地方公務員法その他の法令の規定に基づいて制定された条例、教育委員会規則等の内容が労働基準法の基準に達しないときは無効であり、その部分については、労働基準法の規定がそのまま適用されることになる。

(3) 教育公務員特例法 (昭和24年法律第1号)

学校の校長及び教員、指導主事、社会教育主事等の身分取扱に関し地方公務員法の一般原則に対する特例事項を規定したものである。まず、これら教育公務員については採用、昇任における競争試験の制度を除外し、選考によることとしている。

なお、公立大学の学長、教員、部局長の任免、懲戒等については、大学自治の原則から学長の申し出に基づき、任命権者たる地方公共団体の長が行うこととされている。

又、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限は、国家公務員の例によるとしたほか、研修、兼職及び他の事業等の従事制限などについて特例を定めている。

(4) 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法

(昭和49年法律第2号)

学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることをかんがみ、義務教育諸学校にすぐれた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする法律であり、義務教育諸学校の教育職員の給与について、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置を講ずべきことを定めている。

(5) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 (昭和46年法律第77号)

この法律は、公立学校（小・中・高・特別支援）の教育職員（校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助教諭・養護助教諭・常勤講師・実習助手・寄宿舎指導員）の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教育調整額を支給する制度を設け、超過勤務制度は適用しないこととする等、その給与その他の勤務条件について特例を定めたものである。

(6) 市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号)

市町村立の小学校・中学校及び定時制高等学校の教職員の給与を全額都道府県が負担することを定めた法律で、市町村の公務員に対し都道府県が給与を負担するという人事制度の大きな例外を教育上の見地から加えたものである。

(7) 教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)、教育職員免許法施行法 (昭和24年法律第148号)

学校教育法第1条に定める大学及び高等専門学校以外の学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師の免許資格について規定したものである。

免許状は、専修、一種、二種の普通免許状、特別免許状及び臨時免許状に分かれ、各学校ごと各教科別に資格が定められている。免許状は、都道府県の教育委員会または知事が授与権者として授与する。

免許状を有しない者は、これらの学校の教職員に任用できないこと、検定によって上級の免許状が取得できることにこの法律の特色がある。

平成19年の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月から教員免許更新制が導入された。

(8) 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律 (昭和30年法律第125号)

女子教職員の産前産後の14週間（条例でこれより長い期間を定めた場合はその期間）を任用の期間

として教職員を臨時的に任用すべきことを規定し、女子教職員の保護と学校の正常な運営を図ることを目的とするものである。

(注) 昭和53年法改正により、学校栄養職員及び事務職員についても適用されることとなった。(昭和53・9・9施行)

(9) 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)

公立学校の教職員及び都道府県の教育委員会関係職員は、この法律によって公立学校共済組合の組合員となり、市町村教育委員会の関係職員は教職員を除き市町村職員共済組合、また指定都市の教育委員会関係職員は同じく都市職員共済組合の組合員となる。

共済組合の組合員に対し、その病気休養、災害、退職、死亡等又はその被扶養者の死傷病に関して、相互救済の趣旨に立って一定の給付を行う。給付には保健給付、休業給付、災害給付（以上を短期給付という）と退職給付、疾病給付、遺族給付（以上を長期給付という）がある。

このほか、保健宿泊施設、資金の貸付等の福祉事業をも行う。

5 教育行政の作用に関するもの

【生涯教育】

(1) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律 (平成2年法律第71号)

生涯学習の振興に資するための都道府県の事業、地域生涯学習振興基本構想、生涯学習審議会等について定めることにより、生涯学習振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図ろうとするものである。

【学校教育】

(1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号)

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の学校制度を定め、義務教育諸学校への就学義務をうたい、これらの学校の設置、組織、目的・目標等、運営並びに監督等について基本的な内容を規定している。

この法律は学校教育の基本法ともいふべきものであり、国立、公立、私立のすべての学校に通じて規定している。

(2) 私立学校法 (昭和24年法律第270号)

私立学校の設置者を学校法人に限って、その法人の設立、管理、監督等を定めるとともに、私立学校の所轄庁を大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣、それ以外は都道府県知事とし、公立学校とは異なった行政制度を定めている。所轄庁の諮問機関としてそれぞれに私立大学審議会、私立学校審議会が設けられている。

なお、私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）によって、助成の目的、助成を受ける学校法人等の責務など基本的事項が定められており、また、別に法律をもって、日本私立学校振興・共済事業団が設立されており、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営している。

(3) 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法 (昭和29年法律第157号)

義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響又は支配から守り義務教育の政治的中立を確保するとともに、教育職員の自主性を擁護するため、教職員を主たる構成員とする団体を通じて義務教育諸学校の教職員に偏向教育を行わせるための示唆・せん動を禁止しようとするものである。

(4) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和33年法律第116号)

公立の義務教育諸学校に関し学級規模と教職員の配置の適性化を図るため学級編制及び教職員定数の標準について定めている。すなわち、1学級に編制される児童生徒の標準数を定めるとともに学級数及び学校数等に対応する都道府県ごとの教職員の総数の標準を定めたものである。

(5) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 (昭和36年法律第188号)

高等学校は都道府県が原則的な設置主体であることをうたうとともに、その生徒収容定員、学級編制の標準を定め、学級数及び学校数等に対応する都道府県又は市町村ごとの教職員の総数の標準を定めたものである。

(6) 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律 (昭和37年法律第60号)、

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和38年法律第182号)

義務教育諸学校の教科用図書は無償とするの根本方針を確立し、無償の実施方法等について定めている。

(7) 教科書の発行に関する臨時措置法 (昭和23年法律第132号)

教科書の需要供給を円滑ならしめるため、翌年度に必要な教科書について各学校の需要数をとりまとめ、文部科学大臣がそれぞれ教科書発行者に発行の指示を行うこととされ、教科書発行者が各学校まで教科書を供給する責任を負うこととされている。

(8) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 (昭和31年法律第40号)

就学困難な経済事情にある児童及び生徒に、学用品、交通費、修学旅行費を給与する等市町村が就学奨励を行う場合に、国が予算の範囲内においてその経費を補助し、義務教育の円滑な実施を図ることがうたわれている。

なお、学校給食法、学校保健安全法にも給食費、学校医療費について同趣旨の定めがある。これらの就学援助の施策は、生活保護法による教育扶助との連携をとって同法の要保護者をも含めて行われている。

(9) 特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和29年法律第144号)

国、公、私立の特別支援学校への就学を奨励するため、都道府県が教科書費、給食費、通学費、学用品費、修学旅行費等の経費を、保護者の負担能力に応じて支弁すべきことを定め、国は都道府県に対して、所要経費の2分の1を負担することを明らかにしている。

(10) 産業教育振興法 (昭和26年法律第228号)

産業教育の振興を図るため、総合計画の樹立、教育内容の改善、施設設備の整備、教員の養成計画等を進めるとともに、公立及び私立の学校の設置者に対して産業教育の施設又は設備が一定の基準に達していない場合、国が所要経費について負担又は補助しうることを定めている。

(11) 理科教育振興法 (昭和28年法律第186号)

小学校、中学校、高等学校等における理科教育の振興を図るため、教育内容の改善、施設の整備、教員の養成計画の樹立等、総合的な計画を進めるとともに、理科教育の設備について国が設置者に補助しうることを定めている。

(12) 学校図書館法 (昭和28年法律第185号)

学校に学校図書館及び司書教諭を置くべきことを定めるほか、国が学校図書館の整備、充実を図るため、総合計画の樹立や学校図書館の設置、運営に関し、専門的、技術的な指導、勧告を与えることなどに努め

なければならないことを定めている。

(13) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法 (昭和28年法律第238号)

通信教育に関する教科用図書の編修、発行に要する経費の補助や公立の定時制、通信制高校の教員に対する定時制通信教育手当などについて定めている。

(14) へき地教育振興法 (昭和29年法律第143号)

へき地教育の振興を図るため、教材、教具の整備、教員住宅の建築、へき地手当の支給等市町村や都道府県の任務を規定するとともに、国が市町村及び都道府県に対して所定事項に要する経費の一部を補助することを定めている。

(15) 学校保健安全法 (昭和33年法律第56号)

学校の児童生徒及び職員についての健康診断や感染症の予防措置について規定するほか、学校保健技師並びに学校医、学校歯科医、学校薬剤師の設置について定め、さらに国が医療費あるいは健康診断に要する経費について補助しうることを定めている。

(16) 学校給食法 (昭和29年法律第160号)

学校給食の目標を定めるとともに、義務教育諸学校における学校給食の普及と充実を図るため、公立及び私立の義務教育諸学校の設置者に対し国が学校給食の施設設備に要する経費の一部を補助すること、及び市町村又は都道府県が要保護児童生徒に対する給食費の全部又は一部を補助する場合に、国がそれに要する経費の一部を補助することを定めている。

また、学校給食のために食糧管理特別会計から小麦等が特別の価格で売渡される措置が講ぜられている。

なお、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律 (昭和31年法律第157号) 及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律 (昭和32年法律第118号) がある。

【社会教育】

(1) 社会教育法 (昭和24年法律第207号)

社会教育に関する基本法であって、国、都道府県及び市町村が社会教育について行うべき責務を明らかにし、社会教育主事等の設置義務とその資格、社会教育関係団体に対する補助その他の関係、社会教育委員の設置、公民館の設置運営、学校施設の利用、社会通信教育等、社会教育の基礎的事項について、その組織運営の準則を明示したものである。

(2) 図書館法 (昭和25年法律第118号)

図書館が行うべき事業の準則を示し、司書及び司書補の資格を定めたほか公立図書館の設置運営、公立図書館に対する補助及び私立図書館に対する援助について必要な定めをしている。

公立図書館はその公共性にかんがみ無料とされている。

(3) 博物館法 (昭和26年法律第285号)

博物館の行うべき事業の準則を示し、学芸員等の資格を定めたほか、博物館の登録、公立博物館の設置、運営、公立博物館に対する補助及び私立博物館に対する援助について必要な定めをしている。なお博物館に相当する施設として文部科学大臣の指定したものについて、設置及び運営に関し、私立博物館に準じた取扱がなされるよう規定されている。

(4) スポーツ基本法 (平成23年法律第78号)

スポーツ基本法は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたもの。

すべての人にスポーツを楽しむ権利を認め、スポーツの推進は国の責務と明記。障害者スポーツを支援し、市民が楽しむ地域スポーツも推進する。

【文化】

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）

国宝、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財の指定、管理、保護、公開、調査等及び埋蔵文化財の発掘、史跡名勝天然記念物の指定、整理、伝統的建造物群保存地区の決定、保護、文化財の保存技術の保護等について定め、文化財の保護を適切に行い、又その活用に努めて、我が国の文化の向上発展を図ろうとするものである。

教育委員会は、当該地方公共団体の機関として文化財の管理、修理、復旧、公開その他文化財の保存活用に関する事務を処理することになっている。

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

著作物及び実演、レコード、放送に関し、作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの公正な利用に留意しつつ、作者等の権利の保護を図り、文化の発展を図ろうとするものである。

(3) ユネスコ活動に関する法律（昭和27年法律第207号）

国際連合の精神に則り教育、科学及び文化を通じて国民に広く国際的理解を深めるため、国又は地方公共団体にユネスコ活動を行う責務と民間ユネスコ活動に対しての援助を定めたものである。

【行政・一般共通】

(1) 国家賠償法（昭和22年法律第125号）

この法律は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたとき、又は公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体はこれを賠償する責に任ずることとされている。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）

職員の免職処分等の取消等行政上の法律行為に関して提起された訴訟について、その訴訟手続に関し民事訴訟法の特例事項を整理した法律である。

(3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）

この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、広く行政庁に対する不服申立のみちを開くための手続を定めたものである。この法律では一般的に不服申立のできないことと定めた教育関係の事項には、

ア 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、

学生、生徒、児童若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対して行われる処分

イ もっぱら人の学職技能に関する試験又は検定の結果についての処分がある。

教育委員会が行った処分については、審査請求が行われることになる。

これらの不服申立の期間手続等について規定したのがこの法律である。

6 教育費に関するもの

教育費はその大部分が地方公共団体の一般財源によって賄われる。即ち、地方税法による地方税収入と地方交付税法による交付税収入の相当額が教育費にあてられる。

一方、教育費を賄う特定財源として、国庫からの各種の負担金や補助金があり、また使用料、手数料による収入や起債、寄付収入等の財源がある。

(1) 地方財政法 (昭和23年法律第109号)

地方公共団体の財政に関する基本法であって、予算の編成執行、地方債、財産の管理処分、割当寄付の禁止等、地方財政の運営の基本を定めるとともに、国と地方公共団体の経費の負担区分、都道府県と市町村の経費の負担関係、負担金の支出等について規定している。

(2) 地方交付税法 (昭和25年法律第211号)

地方税法による地方公共団体の税収能力に差異があることにかんがみ、その財源の均衡化を図るために国庫から一定額の地方交付税を地方公共団体の税収能力の不足額に対応して交付しようとするものである。

交付税は所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の収入額に対する一定率とされ、普通交付税、特別交付税の二種に分けて交付される。

普通交付税は、各地方公共団体の基準財政需要額と基準財政収入額との差に応じて配分される。基準財政需要額は経費の種目ごとに標準経費を算出し、それによって当該経費の測定単位費用を定めこの数値を使用して積算される。このため基準財政需要額の算出方法が予算編成に際し参考とされることが多い。特別交付税は、特別の事由により普通交付税の額が著しく財政需要に不足する場合に交付される。

(3) 義務教育費国庫負担法 (昭和27年法律第303号)

義務教育に従事する教職員の給与費についてその実支出額の原則として3分の1を国が負担することを定めたものである。

(4) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 (昭和33年法律第81号)

公立義務教育諸学校等の施設の整備に当たり、原則としてその経費の2分の1を負担することとしたものである。小学校校舎および屋体の整備をはじめ負担率は漸次改善されつつある。経費の負担に関連して補助基準面積や工事費の算定方法等も示され、実質的な学校施設の整備基準を示す結果になっている。

(5) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和28年法律第247号)

公立の学校の災害復旧に関しては、国が経費の3分の2を負担することを定めたものである。

なお災害に関しては、他に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)がある。これは、学校・社会教育施設の災害復旧に関し特別の定めが設けられている。

(6) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)

補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正執行な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適性化を図るため、補助金等の交付の申請及び決定、補助事業の遂行命令、補助金の返還等について規定している。一定の不正行為には、罰則の定めが設けられている。

4 推進計画策定・改訂経過

会議名	開催日	内 容
第1回策定検討会	平成27年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉教育ビジョン後期推進計画の策定趣旨及び推進計画の策定スケジュールについて説明・承認 ・策定検討会作業部会に所掌事項を検討させることの承認
作業部会(会議形式によらず、作業実施)	平成27年5月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・策定趣旨、作業方法、策定内容、策定プロセス、策定スケジュール等について、共通理解・確認。
第2回策定検討会	平成27年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・策定作業・検討の方向性について説明・承認 ・個々の事業の見直しについて説明、作業部会に実施させることの承認
作業部会 (会議形式によらず、作業実施)	平成27年8月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・策定作業の実施 (①新規・継続・整理統合等、各施策事業の検証 ②重点事業と通常事業の設定 ③目標値の検証・再設定)等。
教育委員会議	平成27年9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・策定途中経過報告 (策定方針・内容・スケジュール等の説明) ※佐倉市後期基本計画との整合性等も含めて説明
第3回策定検討会	平成27年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・策定作業の進捗状況の説明
作業部会(会議形式によらず、作業実施)	平成27年11月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画案の取りまとめ、再検討・校正
第4回策定検討会	平成28年1月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画案の説明、検討 ・教育委員会議において協議することの承認
第5回策定検討会	平成28年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会議における協議事項の確認
教育委員会議	平成28年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画案についての協議
第6回策定検討会	平成28年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・1月教育委員会議を受け、推進計画案の再検討 ・教育委員会議において審議することの承認
教育委員会議	平成28年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画案についての審議 ・推進計画の決定
教育委員会議	平成30年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画改訂案についての協議
教育委員会議	平成30年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画改訂案についての審議 ・推進計画の改訂
教育委員会議	平成31年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画改訂案についての協議
教育委員会議	平成31年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画改訂案についての審議 ・推進計画の改訂

5-1 推進計画改訂概要（主な見直し点）【平成30年3月改訂】

頁	改訂箇所	改訂概要
3～8	「2 佐倉教育ビジョン後期推進計画事業一覧」	事業の改編、事業終了等に係る追記、担当課の修正等（個々の改訂内容は、以下に記載のとおり）
11	No.5「地域性を活かした児童交流の推進」	取組指標について、交流合宿に、日帰りのふれあい交流会も含んでいることを明確化するよう注釈を追記。
13	No.12「家庭教育事業」	事業内容について、具体的な講座等の名称のみに表記を統一。根郷公民館では「ぽっぽちゃんくらぶ」や「親子体験教室」の講座の中で、食育についての講義と調理、試食等を行っていることから、「食育実践講座」を削除。
15	No.20「公民館主催事業」	事業内容について、平成29年度で終了した「佐倉・城下町400年記念事業」に関し、実施年度を記載。
15	No.23「対面朗読サービスの実施」	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行され、障害者への合理的配慮が義務付けられたことに伴い、特別のサービスとしてではなく、通常業務として当然に対応するものとしたことから、「<平成30年度以降通常業務化につき計画事業から除外>」した旨を注記。
16	No.28「地域教育活動団体に対する支援」	「青少年健全育成住民会議」を「青少年育成住民会議」に修正。 ※名称の異なる複数の地域団体が含まれ、正式名称ではないが、P12 No.9「社会教育団体育成事業」の事業内容中の用語と統一を図ろうとするもの
18	No.31「市民学習発表会の開催」	P24 施策3 No.14「教育センター等報告会の実施」と合わせて事業実施する形に統合。
21	No.1「学習状況調査の実施」	事業内容及び事業展開について、小学校における外国語活動の取り組みが進んでいくことを踏まえ、平成31年度から英語に係る調査も実施するよう修正。
24	No.14「教育センター等報告会の実施」	P18 施策2 No.31「市民学習発表会の開催」と合わせて事業実施する形に統合することとしたことから、「再掲」として表記。
26	No.15「佐倉の地域性を活かした道徳教育の推進」	事業内容について、副読本以外の道徳教材も含めた表現に修正。
26	No.17「社会人を活用した教育の推進」	事業内容について、平成29年度で終了した「佐倉・城下町400年記念事業」に関し、実施年度を記載。
27	No.21「特別支援教育の推進」	事業内容及び4年後の目標について、教育支援計画に係る記述を追加。 取組指標について、「指導計画」を「教育支援計画」に、「作成校数」を「作成率」に改めるとともに、目標値を「37校/37校」から「90%」に変更。 併せて注釈を過去の個別計画作成数実績から教育支援計画の説明に変更。
27	No.22「インクルーシブ教育システム推進事業」	所管を教育センターに移行したことから、担当課名を修正。
30	No.31「食育の推進」	欄外の注釈について、「お殿様献立」に関しては、「佐倉・城下町400年記念事業」に合わせ、平成29年度で終了した旨を追記。

頁	改訂箇所	改訂概要
34	No.6「佐倉学に関する公民館主催事業」	事業内容について、平成29年度で終了した「佐倉・城下町400年記念事業」に関し、実施年度を記載。
40	施策(7) 安心して学べる教育環境の整備をはかります	【現状と課題】について、改修工事を全ての校舎で行ったような誤解を招かないように、「全て」を削除。 【今後の方向性】について、体育館屋根は非構造部材ではないため、当該記載を削除。
41	No.1「小中学校施設の環境整備」	事業内容について、体育館屋根は非構造部材ではないため、当該記載を削除。 目標値を「3校」から「4校」に上方修正。
42	No.6「通学路の安全確保」	取組指標について、解釈により評価が異なる「不審者遭遇回数（不審者情報）」から、より分かりやすい「事務局職員による通学路パトロール回数」に変更。 目標値を併せて「30件以下」から「200回（4地区各50回）」に変更するとともに、欄外の目標値の考え方の記述を修正。
45	No.14「志津公民館の整備」	平成28年度をもって事業完了したことから、「<平成28年度をもって事業終了>」の旨を注記。
46	No.18「図書館電算管理運営整備」	事業内容について、図書館システムの契約更新の進捗を踏まえ、不要となった記述を削除。
47	【児童数・生徒数・学級数の推計】	平成28年度、29年度の推計値を実績値に修正、平成30年度、31年度の推計値を平成29年10月1日現在のものに修正。
48	2 教育委員会組織及び主な事務分掌	記載時点を更新。※内容の変更なし。
52	3 地方教育行政に関する諸法律の概要 (1) 学校教育法	「(2) 私立学校法」に係る記述中「私立学校共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に修正。
55	(3) 行政不服審査法	法律番号を修正。 法改正により不服申立は審査請求に一元化されたため、異議申立に係る記述等を削除。
56	(6) 公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法	既に廃止されている法律であったことから、記述を削除。

5-2 推進計画改訂概要（主な見直し点）【平成31年4月改訂】

頁	改訂箇所	改訂概要
4～8	「2 佐倉教育ビジョン後期 推進計画事業一覧」	事業名、担当課の修正等 (個々の改訂内容は、以下に記載のとおり)
14	No.17「市民カレッジ事業」	近年の実績を踏まえ、31年度末の目標(値)を上方修正。目標(値)設定の考え方に係る欄外の記載を併せて修正。
18	No.31「教育センター等報告会 の実施」	主たる担当課のみの記載に修正。
23	No.9「小規模校学校活力の向 上」	学校支援補助教員の配置の対象校に、和田小学校を追加。
24	No.14「教育センター等報告会 の実施」(再掲)	主たる担当課のみの記載に修正。
27	No.21「特別支援教育の推進」	新学習指導要領において、対象となる児童生徒全員に個別の教育支援計画を作成することとされたことから、31年度末の目標(値)を90.0%から100%に上方修正。
34	No.6「佐倉学に関する公民館主 催事業」	実施講座の見直しに伴い、「体験ものづくり講座」を削除。
47	【児童数・生徒数・学級数の推 計】	平成30年度の推計値を実績値に修正、平成31年度の推計値を平成30年10月1日現在のものに修正。



佐倉教育ビジョン後期推進計画
(平成28年度～平成31年度)

平成30年 3月改訂

平成31年 4月改訂

編集／ 佐倉市教育委員会

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

電話／ 043-484-1111 (代表)

043-484-6183 (直通)

E-mail／ kyoikusomu@city.sakura.lg.jp